

お客さま各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社（ムーディーズ・インベスターズ・サービス、S&Pグローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス）の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&Pグローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pグローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pグローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pグローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2020年8月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2019年9月27日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

2021年5月

債券売出届出目論見書

MuniFin

フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付

フィンランド地方金融公社 2024年5月28日満期

円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券

－ 売 出 人 －

SMB C日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年5月28日満期円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券(以下「本債券」といいます。)の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を2021年5月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、元本リスク、利率変動リスクおよび信用リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

元本リスク

本債券は、期限前償還されず、所定のロックイン事由が発生した場合には、満期償還額が日経平均株価に連動するため、額面金額を下回る可能性がある。なお、満期償還額は額面金額を上回ることなく、キャピタルゲインを期待して投資すべきではない。

本債券の流通市場の不存在

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行者、売出人およびそれらに関連する会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、日経平均株価の水準、円金利市場および発行者の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

利率変動リスク

本債券の利率は、2021年8月28日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2021年11月28日以降の各利払期日については、日経平均株価の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面金額でそのすべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

長期債券保有リスク

本債券は、期限前に償還される場合を除き、2024年5月28日に償還される。本債券が早期償還されない場合、投資家は、低い方の利率（一定の状況の場合には年率0.10%。）による利息を受け取ることとなる可能性および償還期限までかかる本債券を保有し続けなければならない可能性がある。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行者の類似の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

発行者および／または保証者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者および／または保証者（フィンランド地方政府保証機構）の経営・財務状況の変化、ならびに発行者および／または保証者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際のまたは予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者および／または保証者の経営・財務状況および発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者および／または保証者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者および／または保証者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

本債券の価格に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらに関連する会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で日経平均株価の各構成銘柄および日経平均株価の先物・オプションの売買を随時行うことがある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時、評価日における日経平均株価に影響し、結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼす可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

上記「本債券の流通市場の不存在」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は「3 償還の方法 (1) 満期における償還」により決定されるが、償還期限前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 日経平均株価

本債券の満期償還額および利率は日経平均株価に連動し、かつ早期償還条項も日経平均株価の水準により決定される。一般的に、日経平均株価が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、日経平均株価が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。

② 日経平均株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表わす。一般的に日経平均株価の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は日経平均株価の水準や評価日までの期間などによって変動する。

③ 評価日もしくは満期までの残存期間

評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇、あるいは日経平均株価および日経平均株価の先物の保有コストの下落は、本債券の価格を下落させる方向に作用し、逆に日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落、あるいは日経平均株価および日経平均株価の先物の保有コストの上昇は本債券の価格を上昇させる方向に作用すると予想される。

⑤ 金 利

円金利が下落すると本債券の価格が上昇し、円金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、日経平均株価、円金利水準、日経平均株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑥ 発行者および／または保証者の格付け

一般的に発行者および／または保証者の格上げが行われると本債券の価格は上昇し、格下げが行われると本債券の価格は下落すると予想される。

配 当

日経平均株価は構成銘柄の価格のみから計算されるため、各構成銘柄に支払われる配当金およびその再投資は反映されない。

租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月6日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Martin Svedholm
Manager, Funding
(資金調達部マネージャー)

Hannu-Pekka Ylimommo
Senior Legal Counsel
(上級法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本文中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board)

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集債券に関する基本事項】	1
第2【売出債券に関する基本事項】	1
1【売出要項】	1
2【利息支払の方法】	3
3【償還の方法】	7
4【元利金支払場所】	13
5【担保又は保証に関する事項】	14
6【債券の管理会社の職務】	14
7【債権者集会に関する事項】	15
8【課税上の取扱い】	15
9【準拠法及び管轄裁判所】	16
10【公告の方法】	17
11【その他】	18
第3【資金調達目的及び手取金の使途】	20
第4【法律意見】	20
第二部【参照情報】	21
第1【参照書類】	21
第2【参照書類の補完情報】	21
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	21
第三部【保証会社等の情報】	22
第1【保証会社情報】	22
第2【保証会社以外の会社の情報】	22
第3【指数等の情報】	22
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	23
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実の内容を記載した書類	25
発行者の概況の要約	49

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年5月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円(予定) (注2)	【利率】	額面金額に対して、 (i) 2021年5月27日(当日を含む。)から2021年8月28日(当日を含まない。)までの期間： 年(未定)% (年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。) (ii) 2021年8月28日(当日を含む。)から償還期限または(場合により)早期償還日(いずれも当日を含まない。)までの期間： (イ) 利率判定評価日の日経平均株価終値が、利率判定水準以上である場合 年(未定)% (年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。) (ロ) 利率判定評価日の日経平均株価終値が、利率判定水準未満である場合 年0.10% (注2)(注4)
【償還期限】	2024年5月28日 (注5)	【売出期間】	2021年5月20日から 2021年5月26日まで(注6)
【受渡期日】	2021年5月28日 (注6)		

【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記(注8)に記載の金融商品取引業者ならびに金融機関および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注9)
-----------------	---

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2021年5月27日(以下「発行日」という。)(注6)に発行され、売出人と同一グループ会社である欧州SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は50億円(予定)である。
本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。
本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案したうえで、2021年5月中旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注3) 本債券についての申込単位は、500万円以上100万円の整数倍とする。
- (注4) 利率判定評価日、日経平均株価終値および利率判定水準の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法(2) 強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。
- (注5) 本債券は、下記「3 償還の方法(2) 強制早期償還」に記載するとおり、関連ある早期償還日に早期償還される可能性がある。なお、その他の早期償還については下記「3 償還の方法(3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を参照のこと。
- (注6) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。
なお、発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)より2020年5月14日付で(P)Aa1の格付を、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)より2020年5月18日付でAA+の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注8) 売出人は、金融商品取引業者ならびに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた銀行等の金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託することがある。
- (注9) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。

(注10) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、合衆国人の計算で、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、発行日である2021年5月27日（当日を含む。）からこれを付し、2021年8月28日を初回として毎年2月28日、5月28日、8月28日および11月28日（以下それぞれ「利払期日」という。）に発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（以下それぞれ「利息期間」という。）について後払いする。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2021年5月27日（当日を含む。）から2021年8月28日（当日を含まない。）までの期間（以下「固定利息期間」という。）については、年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。）。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2021年8月28日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2021年8月28日（当日を含む。）から満期償還日（下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に定義される。）（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2021年11月28日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払

期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）の単独かつ完全なる裁量により以下に従って決定される。

- (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準と等しいかそれを上回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%（年1.00%以上年5.00%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。
- (ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定評価日の日経平均株価終値が利率判定水準を下回る場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「営業日」とは、東京およびロンドンにおいて商業銀行および外国為替市場が営業を行い支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「関係取引所」とは、株式会社大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価（以下に定義される。）に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所（以下に定義される。）もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「繰延評価日」とは、(i) 連動利払期日または連動利息期間に関するその他の利息の支払期日に関し、当該日の10予定取引日（以下に定義される。）前の日、(ii) 早期償還日に関し、当該日の10予定取引日前の日、または(iii) 満期償還日については、満期償還日の10予定取引日前の日をいう。

「計算代理人」とは、（未定）をいう。

「参照ソース」とは、株式会社クイックが提供する情報端末に表示されるクイック101スクリーン（またはかかるスクリーンに代替する他のスクリーン）をいう。かかるスクリーンが利用不能である場合、計算代理人は、誠実に行為して代替ソースを決定する。

「市場障害事由」とは、(i) 取引障害（以下に定義される。）または(ii) 取引所障害（以下に定義される。）で、計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻（以下に定義される。）に終了する1時間の間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(iii) 早期終了（以下に定義される。）をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場障害事由が生じているか否かを決定するに際して、市場障害事由が日経平均株価に含まれている株式に関して生じている場合、日経平均株価の水準に対するかかる株式銘柄の関連寄与率は、(a) かかる株式銘柄に対して帰せられる日経平均株価の水準の割合と (b) 包括的な日経平均株価の水準の比較に基づく。いずれも、かかる市場障害事由の発生直前の水準とする。

「障害日」とは、取引所（以下に定義される。）または関係取引所がその通常取引セッションの間に取引を開始できない、または市場障害事由が生じている予定取引日をいう。計算代理人は、発行者および財務代理人に対し、その状況の下で実務上可能な限り早く、障害日でなければ当初日経平均株価決定日（以下に定義される。）または評価日（以下に定義される。）であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

「早期終了」とは、日経平均株価の水準の20%以上を構成する株式銘柄に係る取引所または関係取引所における、取引所営業日（以下に定義される。）の予定終了時刻（以下に定義される。）前の取引終了をいう。ただし、

かかる早期終了時刻について、(i) 当該取引所営業日の取引所もしくは関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii) 当該取引所営業日の評価時刻における執行のために取引所もしくは関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所もしくは関係取引所が発表している場合を除く。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「当初日経平均株価」とは、計算代理人が決定する発行日（以下の規定に従った調整を条件として、かかる日を以下「当初日経平均株価決定日」という。）における日経平均株価終値をいう。ただし、その後公表される訂正は考慮せず、下記の「日経平均株価の廃止および計算方法の変更」に従う。発行日が障害日である場合、当初日経平均株価決定日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、直後の3予定取引日の各日が障害日である場合には、(i) かかる3予定取引日目の日を、かかる日が障害日であるか否かにかかわらず、当初日経平均株価決定日とし、(ii) 計算代理人は、かかる3予定取引日目の日の評価時刻現在の日経平均株価に組込まれている各株式銘柄の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由がかかる3予定取引日目の日に関連する構成株式銘柄に関して生じている場合は、かかる3予定取引日目の日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を用いて、最初の障害日の直前に有効だった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い、当初日経平均株価を決定する。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）もしくはその承継者または日経平均株価を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に組込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

「取引障害」とは、(i) 日経平均株価水準（以下に定義される。）の20%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または(ii) 関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他により課せられた取引の停止もしくは制限をいう。

「取引所営業日」とは、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常の取引セッションにおいて取引が行われる予定取引日をいう。取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かを問わない。

「取引所障害」とは、市場参加者が全般的に(i) 取引所における日経平均株価水準の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または(ii) 関係取引所において、日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、機能を失い、もしくは毀損すると計算代理人が誠実にかつその裁量において決定した事由（早期終了を除く。）をいう。

「日経平均株価」とは、東京証券取引所市場第一部に上場されている選別された225銘柄の株価指数で、その公式な水準を、現在、日経平均株価スポンサー（以下に定義される。）が計算・公表しているものをいう。詳細については、下記「日経平均株価に関する情報」を参照のこと。

「日経平均株価終値」とは、計算代理人が決定するいずれかの予定取引日の評価時刻現在の日経平均株価水準をいう（ただし、(場合により) 下記「日経平均株価の訂正」および「日経平均株価の廃止および計算方法の変更」ならびに「当初日経平均株価」または「評価日」の定義に従う。）。

「日経平均株価水準」とは、参照ソースに表示される日経平均株価の水準をいう。

「日経平均株価スポンサー」とは、(i) 日経平均株価に関する計算および調整（もしあれば）の規則、手続および手法につき責任を持ち、かつ(ii) 定期的に各予定取引日において、直接または代理人を通じて日経平均株価の水準を公表する会社または他の法人をいい、現在では株式会社日本経済新聞社である。

「評価日」とは、(i) 各連動利払期日または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日に関し、かかる連動利払期日またはその他の利息の支払期日の15予定取引日前の日（以下それぞれ「利率判定評価日」という。）をいい、(ii) 各早期償還日に関し、当該早期償還日の15予定取引日前の日（以下それぞれ「早期償還評価日」という。）をいい、(iii) 満期償還日については、満期償還日の15予定取引日前の日（以下「最終評価日」という。）をいう。評価日が障害日である場合は、かかる評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、かかる連動利払期日、その他の利息の支払期日、早期償還日または満期償還日に対応する繰延評価日以前に障害日でない予定取引日がない場合には、(a) かかる繰延評価日は、かかる日が障害日であるか否かにかかわらず評価日とし、(b) 計算代理人は、日経平均株価に組込まれている各株式銘柄の繰延評価日の評価時刻現在の取引所の取引価格もしくは相場価格（障害日を生じさせる事由が当該繰延評価日に関連株式銘柄に関して生じている場合、かかる繰延評価日の評価時刻現在の関連株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い、かかる繰延評価日の評価時刻現在の日経平均株価水準を決定する。

「評価時刻」とは、取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、実際に終了する時刻とする。

「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所、および予定取引日に関し、予定取引日における取引所または関係取引所の予定されている週日の終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、取引所および関係取引所がそれぞれの通常取引セッションでの取引を行う予定の日をいう。

「利率判定水準」とは、当初日経平均株価の80.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i) 当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人（以下「本債権者」という。）によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii) 財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった場合を除く。）の、いずれか早い方の日まで、本項に従って（判決の前後とも同様に）継続して利息が発生するものとする。

上記「適用利率の決定」に規定される利息額が適用されていないすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、該当する期間に応じて上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される（1円未満を四捨五入して計算される。）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 満期における償還

償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、2024年5月28日（以下「満期償還日」という。）に、額面金額100万円の各本債券につき、以下に従い計算代理人の単独かつ完全なる裁量により計算される金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は行われない。

(イ) ノックイン事由（以下に定義される。）が発生しなかったと計算代理人が決定する場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は100万円となる。

(ロ) ノックイン事由が発生したと計算代理人が決定する場合、額面金額100万円の各本債券につき、満期償還額は以下の算式に従って計算される金額となる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

ただし、満期償還額は、(i) 1円未満の端数は四捨五入され、(ii) 0円を下回ることはなく、また (iii) 100万円を上回ることはないものとする。

満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。

本書中において、下記の用語は、それぞれ以下の意味を有する。

「観察期間」とは、当初日経平均株価決定日の評価時刻から最終評価日の評価時刻までの期間をいう。

「最終日経平均株価」とは、最終評価日における日経平均株価終値をいう。

「ノックイン事由」とは、観察期間中のいずれかの障害日でない予定取引日に、日経平均株価終値が、一度でもノックイン判定水準（以下に定義される。）と等しいかまたはそれを下回った場合をいう。

「ノックイン判定水準」とは、当初日経平均株価の65.00%に相当する水準（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

(2) 強制早期償還

いずれかの早期償還評価日において、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で、日経平均株価終値が関連する早期償還判定水準（以下に定義される。）と等しいかそれを上回ると決定した場合、当該早期償還評価日の直後の早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、額面金額にて償還される（以下「早期償還」という。）。

強制早期償還が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。計算代理人の強制早期償還の前記当事者への通知の懈怠は、強制早期償還の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「早期償還判定水準」とは、以下に記載される、該当する早期償還日（ただし、営業日でない場合は利払期日の規定に従い調整される。）につき、下記の表に従って計算された数値（必要に応じて小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。

早期償還日	早期償還判定水準
2021年8月28日	当初日経平均株価 × 105.00%
2021年11月28日	当初日経平均株価 × 104.00%
2022年2月28日	当初日経平均株価 × 103.00%
2022年5月28日	当初日経平均株価 × 102.00%
2022年8月28日	当初日経平均株価 × 101.00%
2022年11月28日	当初日経平均株価 × 100.00%
2023年2月28日	当初日経平均株価 × 99.00%
2023年5月28日	当初日経平均株価 × 98.00%
2023年8月28日	当初日経平均株価 × 97.00%
2023年11月28日	当初日経平均株価 × 96.00%
2024年2月28日	当初日経平均株価 × 95.00%

「早期償還日」とは、2021年8月28日（当日を含む。）から2024年2月28日（当日を含む。）までの各利払期日をいう。

■ 日経平均株価の訂正

日経平均株価スポンサーにより公表され、日経平均株価終値の計算またはロックイン事由の発生の決定のために用いられる日経平均株価水準が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日中に日経平均株価スポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された日経平均株価水準に代えて、訂正された日経平均株価水準を用いる。ただし、計算代理人は、当初日経平均株価についてはその後に公表された訂正を考慮せずに決定する。

■ 日経平均株価の廃止および計算方法の変更

(i) 日経平均株価スポンサーが日経平均株価を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー（かかる承継スポンサーを日経平均株価スポンサーとみなす。）が日経平均株価を計算し、公表した場合、または(ii) 日経平均株価が、日経平均株価の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様に計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場合においても、かかる承継指数（以下「承継日経平均株価」という。）が日経平均株価とみなされる。

(i) 当初日経平均株価決定日または（場合により）評価日以前に、日経平均株価スポンサーが、日経平均株価を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法で日経平均株価を著しく変更する（以下「日経平均株価の修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合に日経平均株価を維持するために行う必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。）もしくは、日経平均株価が永久的に廃止され、承継日経平均株価も存在しない（以下「日経平均株価の算定中止」という。）場合、または、(ii) 当初日経平均株価決定日、いずれかの評価日もしくは観察期間中における他の関連日において、日

日経平均株価スポンサーが日経平均株価水準を計算、公表しない（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正および日経平均株価の算定中止と併せて、以下それぞれを「日経平均株価調整事由」という。）場合、計算代理人は、かかる日経平均株価調整事由が本債券の条項に重大な影響を及ぼすか否かを決定し、及ぼすと決定した場合には、計算代理人は、公表された日経平均株価の水準の代わりに、修正、算定中止または中断の直前に有効だった日経平均株価を算出するための計算式および方法に従い、日経平均株価調整事由の直前の日経平均株価を構成した株式銘柄を使って計算代理人が決定する関連ある時点の日経平均株価水準を使い、日経平均株価水準を計算し、またはロックイン事由およびその他の必要な決定事項を決定する。

■ 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者および計算代理人間の計算代理人契約書（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独かつ完全なる裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

当初日経平均株価、利率判定水準、早期償還判定水準、ロックイン判定水準、連動利払期日に支払われる連動利息額、前記「(2) 強制早期償還」に記載された早期償還の発生および満期償還日に支払われる満期償還額が決定され次第、計算代理人はかかる決定を発行者および財務代理人に速やかに通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、下記「10 公告の方法」に従って本債権者に対し同様の内容を速やかに通知する。下記「10 公告の方法」の記載にかかわらず、決済機関に交付された通知は、ユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および／またはクリアストリーム・バンキング・エス・エイ・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）への交付日に本債権者に通知されたものとみなす。

■ 免責

本債券は、いかなる方法でも日経平均株価または日経平均株価スポンサーにより後援され、推奨され、または販売促進されているものではなく、日経平均株価スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、日経平均株価によって得られる結果および／またはある特定の日のある特定の時間もしくはその他における日経平均株価の数値について保証または表明を行わない。日経平均株価または日経平均株価スポンサーは、過失もしくはその他を問わず、いかなる人に対しても、日経平均株価のいかなる誤りについても責任を負わず、発行者または本債権者に対し、日経平均株価についての誤りを通知する義務を負わない。日経平均株価スポンサーは、明示的、黙示的を問わず、本債券に関連する買入れまたはリスク負担の適否について表明を行わず、本債券に関する取引につき何ら義務または責任を負わない。発行者、関連会社または計算代理人は、本債権者に対し、日経平均株価スポンサーによる日経平均株価の計算、調整もしくは維持に関する作為または不作為につき何ら責任を負わない。本債券の発行前に開示が行われた場合を除き、発行者または関連会社はいずれも、日経平均株価もしくは日経平均株価スポンサーに対して関係しまたは支配しておらず、日経平均株価の計算、構成または公表につき管理を行わない。計算代理人は、信頼できる公開情報源より日経平均株価に関する情報を入手するが、かかる情報を独自で立証することはない。したがって、発行者、関連会社または計算代理人は、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性につき、明示的、黙示的を問わず、表明、保証または約束を行わず、責任を負わない。「日経平均株価」に関する著作権または「日経平均株価」の提示に関する知的財産権またはその他の権利は、日経平均株価ス

ポンサーが有する。日経平均株価スポンサーは、「日経平均株価」の内容の変更およびかかる変更の公表の延期を行う権利を有する。

日経平均株価に関する情報

■ 概 略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。かかる公表文書は、当該文書に記載の日付現在における日経平均株価スポンサーの方針を反映するものである。かかる方針は日経平均株価スポンサーにより任意に変更されることがある。

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日経平均株価スポンサーが計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。東京証券取引所市場第一部に上場する株式銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている。

日経平均株価スポンサーは、日経平均株価の計算に際し下記の計算方法を用いるが、本債券に関連する支払額に影響を与え得るかかかる計算方法を、修正または変更しない保証は無い。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は当該発行者の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、（i）各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数で乗じ、（ii）その積を合計し、（iii）その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定されたときは 225 であったが、2021 年 4 月 30 日現在 27.769 となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50 円を日経平均株価スポンサーの設定する構成銘柄の 1 株当りのみなし額面価格で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が 1 株当りのみなし額面価格を一律 50 円とした場合の株価に相当するように設定されている。各構成銘柄の現在の 1 株当りのみなし額面価格は、2001 年 10 月 1 日の日本株の額面株式廃止直前の 1 株当りの額面金額またはみなし額面価格に基づいているが、以下のいかなる調整に服するものとする。日経平均株価の計算に用いられる株価は、東京証券取引所において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中 5 秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば構成銘柄の追加、削除、入れ替え、または株式分割もしくは株式併合などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数または（場合により）関連ある構成銘柄の 1 株当りのみなし額面価格は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数または 1 株当りのみなし額面価格は、当該変更の発生した直後の株価に（新たな）加重関数を乗じたものの合計を（新たな）除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、日経平均株価スポンサーにより除外または追加される。構成銘柄は、日経平均株価スポンサーの設定する定期見直し基準に従い、原則として毎年 1 回、10 月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、次のいずれかの事由等により東京証券取引所市場第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

- (i) 整理銘柄への指定
- (ii) 被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- (iii) 東京証券取引所市場第二部への指定替え

監視銘柄に指定された銘柄については指定時点では原則として除外対象とはされないが、将来の上場廃止の可能性が極めて高いと認められる場合等、当該銘柄の採用を維持することが著しく不適当と認められるに至った場合には、後日、事前に発表した上で除外されることがある。構成銘柄からある株式を除外した場合には、日経平均株価スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225 銘柄を維持することを原則とする。ただし、特殊な状況下においては、該当銘柄を除

外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を計算することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更することにより、指数としての継続性を維持する。

■ 日経平均株価の過去の推移

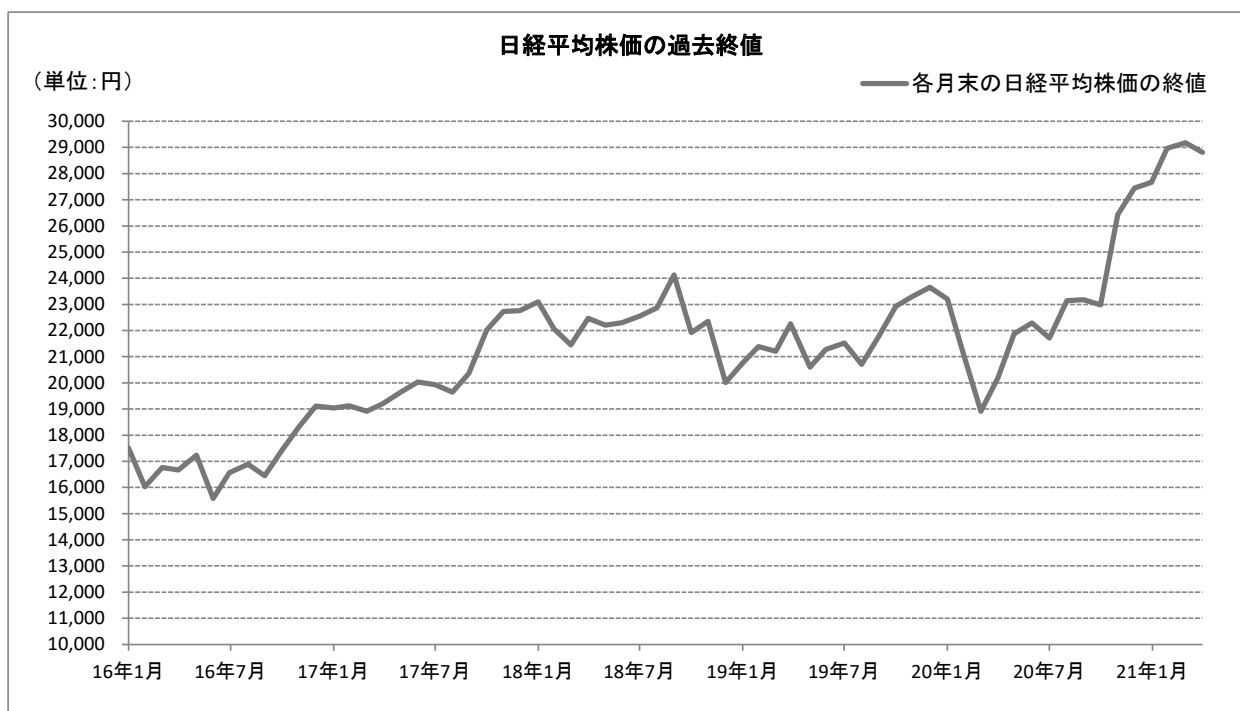
下記の表はそれぞれ、1982年から2020年までの各年の最終取引日における日経平均株価の終値および2016年1月から2021年4月までの各月の最終取引日における日経平均株価の終値を表したものである。また、下記のグラフは、2016年1月から2021年4月までの日経平均株価の終値の数値を表したものである。これらは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。日経平均株価が下落し、連動利払期日および満期償還日に本債権者に対して支払われる連動利息額および満期償還額が減少することがある。

日経平均株価の年末の終値

(単位：円)					
年	終値	年	終値	年	終値
1982	8,016.67	1995	19,868.15	2008	8,859.56
1983	9,893.82	1996	19,361.35	2009	10,546.44
1984	11,542.60	1997	15,258.74	2010	10,228.92
1985	13,113.32	1998	13,842.17	2011	8,455.35
1986	18,701.30	1999	18,934.34	2012	10,395.18
1987	21,564.00	2000	13,785.69	2013	16,291.31
1988	30,159.00	2001	10,542.62	2014	17,450.77
1989	38,915.87	2002	8,578.95	2015	19,033.71
1990	23,848.71	2003	10,676.64	2016	19,114.37
1991	22,983.77	2004	11,488.76	2017	22,764.94
1992	16,924.95	2005	16,111.43	2018	20,014.77
1993	17,417.24	2006	17,225.83	2019	23,656.62
1994	19,723.06	2007	15,307.78	2020	27,444.17

日経平均株価の月末の終値

(単位：円)						
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1月	17,518.30	19,041.34	23,098.29	20,773.49	23,205.18	27,663.39
2月	16,026.76	19,118.99	22,068.24	21,385.16	21,142.96	28,966.01
3月	16,758.67	18,909.26	21,454.30	21,205.81	18,917.01	29,178.80
4月	16,666.05	19,196.74	22,467.87	22,258.73	20,193.69	28,812.63
5月	17,234.98	19,650.57	22,201.82	20,601.19	21,877.89	
6月	15,575.92	20,033.43	22,304.51	21,275.92	22,288.14	
7月	16,569.27	19,925.18	22,553.72	21,521.53	21,710.00	
8月	16,887.40	19,646.24	22,865.15	20,704.37	23,139.76	
9月	16,449.84	20,356.28	24,120.04	21,755.84	23,185.12	
10月	17,425.02	22,011.61	21,920.46	22,927.04	22,977.13	
11月	18,308.48	22,724.96	22,351.06	23,293.91	26,433.62	
12月	19,114.37	22,764.94	20,014.77	23,656.62	27,444.17	



2021年4月30日現在、日経平均株価の終値は、28,812.63円であった。

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

■ 東京証券取引所

東京証券取引所は、市場規模の観点で世界最大級の証券市場の1つである。東京証券取引所は、双方向の継続性のある完全入札制の市場である。取引時間は現在、月曜日から金曜日までの東京時間の午前9時から午前11時30分までおよび東京時間の午後0時30分から午後3時までである。

東京証券取引所は、売買注文の不均衡により生じる異常な短期価格変動の防止を企図した方策を講じている。かかる方策には個別株価の異常な変動を防止するための毎日の上限および下限を含む。原則として、東京証券取引所に上場されている銘柄は、制限値幅を超えて取引することはできない。この値幅はパーセントではなく日本円の絶対額の変化で表示され、前取引日の終値に基づいて設定されている。さらに、上場株式につき大幅な売買注文の不均衡が生じた場合には、反対注文を促して需給関係の均衡を保つため、当該株式の「特別買気配」や「特別売気配」を当該株式の直近の売買価格より高くまたは低く設定することがある。東京証券取引所は、一定の限定的な異常な事態が発生した場合（例えば、当該株式に関する異常な取引）には、個別株式の取引を中止することがあることに留意しなければならない。その結果、日経平均株価の変動は、日経平均株価を構成する個別株式の価格の値幅制限または取引中止により制限され、一定の状況において本債券の時価に影響を及ぼすことがある。

(3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」

に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 本債券の期限前償還額に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他一切の債務を、発行者に代えて「関連者」に引き受けさせること

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

「期限前償還額」とは、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により、かかる期限前償還直前における本債券の公正な市場価格に、基礎となっているまたは関連するヘッジおよび調達の見込み（本債券に基づく発行者の義務をヘッジするエクイティ・オプションを含むが、それに限られない。）を解約するために発行者が負担する相当な費用を十分考慮して決定する円貨額である。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー (Citibank Europe plc)

アイルランド ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
(1 North Wall Quay, Dublin 1, Ireland)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時またはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づく一切の支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要な一切の行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を適用のある通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課される一切の業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によつてのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更、または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関する一切の支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類の前払公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

(i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。

(ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。

本債権者、実質的所有者または発行者もしくは（場合により）保証者の代理人ではない仲介者がFATCA源泉徴収（以下に定義される。）を免除された支払を受けることができない場合、発行者または（場合により）保証者は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法第1471条から第1474条までの規則（もしくは改正後の規定もしくは承継する規定）により要求される金額につき、政府間協定に基づく金額につき、これらの規定に関連して他の法域で導入する法律に基づく金額につき、または合衆国内国歳入庁との間の契約に基づく金額につき、源泉徴収または控除を行うことが認められている（以下「FATCA源泉徴収」という。）。発行者または（場合により）保証者は、発行者もしくは保証者、いずれかの代理人もしくは他の関係者により控除もしくは源泉徴収されたかかるFATCA源泉徴収に関し追加額を支払う義務または投資家を補償する義務を負わない。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

- (i) 本債券は、特定口座において取り扱うことができる。
- (ii) 本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、所得税、復興特別所得税および地方税の合計である源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者である個人は、確定申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率が適用される。日本国の内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、所得税および復興特別所得税の合計である源泉所得税が課される。当該利息は当該法人の課税所得に含まれ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。
- (iii) 本債券の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者である個人に帰属する譲渡益または償還差益は、所得税、復興特別所得税および地方税を合計した税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者である個人が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本債券の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。
- (iv) 日本国の居住者である個人は、本債券の利息、償還差損益および譲渡損益について、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者である個人および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イングランド法に準拠する。

- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が、本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記（2）は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所をとることを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達が要求される他の書類につき、ロンドン、SW1Y 4LB、セントジェームズ・スクエア、11-12、3階、スイート1（Suite 1, 3rd Floor, 11-12 St. James's Square, London SW1Y 4LB）に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド（Vistra Trust Company Limited）または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうること合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他（2）」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

- (1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。
- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
 - (ii) 発行者または保証者が上記（i）に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
 - (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
 - (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
 - (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

- (2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元利金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a) 固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかぬ欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b) 変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

(4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

(6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ受諾し、また以下に制約されることについて承知し、受諾し、同意しかつ合意する。

(i) 関連破綻処理当局による、いかなるベイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下のいずれかまたはそれらの組合せを含み、また結果としてこれらを招来することがあるが、それらに限定されない。

(イ) 本債券についての該当金額（以下に定義される。）の全部または一部の削減

(ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与（本債券の要項の改定、変更または改変の手段によるものを含む。）

- (ハ) 本債券または本債券についての該当金額の消却
- (ニ) 本債券の満期日の改定もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の改定（一時的な支払の停止を含む。）
- (ii) 関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の改変

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ベイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、(i) BRRD（以下に定義される。）の移行またはSRM規制（以下に定義される。）の適用および(ii) BRRDもしくはSRM規制の下で構築される手段、規則および基準に関し、発行者（もしくは発行者の関係者）の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるベイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ベイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるハンヌ・ペッカ・ユリモンモ（Hannu-Pekka Ylimommo）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され有効に存続している公開有限責任会社である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者およびその代理人による関東財務局長への有価証券届出書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
2020年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期(自 2020年1月1日 至 2020年6月30日)
2020年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、2021年8月28日以降の連動利息期間に適用される利率、満期償還額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	
	最高	19,494.53	22,939.18	24,270.62	24,066.12	27,568.15	
	最低	14,952.02	18,335.63	19,155.74	19,561.96	16,552.83	
最近6ヶ月間の 月別最高・最低値	月別	2020年 11月	2020年 12月	2021年 1月	2021年 2月	2021年 3月	2021年 4月
	最高	26,644.71	27,568.15	28,822.29	30,467.75	30,216.75	30,089.25
	最低	23,295.48	26,436.39	27,055.94	28,091.05	28,405.52	28,508.55

出典：株式会社日本経済新聞社（日経平均プロフィールのウェブサイト）

日経平均株価の終値の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

発行者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 6th May, 2021

To: Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of
Representative:



Mia Palviainen

Funding Analyst



Hannu-Pekka Ylimommo

Senior Legal Counsel

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 21st November, 2019 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 20 November 2024 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	10,060 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関東財務局長 殿

2021年5月6日提出

発行者の名称：フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名： (署 名) (署 名)
 Mia Palviainen Hannu-Pekka Ylimommo
(資金調達部アナリスト) (上級法律顧問)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

(参考)

債 券 の 名 称	券面総額
2019年11月21日(受渡日)の売出し フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2024年11月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券	100億6,000万円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

以下は、2021年2月15日付で公表された業績速報の要約である。

本書中、文脈上別意に解される場合を除き、「公社」または「親会社」とは、フィンランド地方金融公社（Municipality Finance Plc）を意味し、「グループ」とは、フィンランド地方金融公社グループ（Municipality Finance Group）を意味する。

フィンランド地方金融公社 2020年1月1日から12月31日に係る財務書類速報

フィンランド地方金融公社グループの2020年度の概要

2020年度は新型コロナウイルス感染症のパンデミックが特徴的であった。パンデミックにより、グループの顧客向け貸付、とりわけ自治体部門への貸付けに対する需要は大幅に増加した。これを除けば、パンデミックは、グループの営業利益および財務状況には軽微な影響を及ぼしたに過ぎない。

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は197百万ユーロ（186百万ユーロ）であり、6.2%増加（2.1%減少）した。利息純収益は合計254百万ユーロ（240百万ユーロ）となり、5.8%（1.7%）増加した。当会計年度の費用は58百万ユーロ（60百万ユーロ）となり、前年度に比べ3.0%減少（22.8%増加）した。

営業利益は194百万ユーロ（131百万ユーロ）となった。未実現の公正価値の変動は-3百万ユーロ（-54百万ユーロ）となった。

グループのCET1資本比率は、104.3%（83.1%）と引き続き非常に堅固であった。2020年度末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は132.7%（107.9%）であった。

12月末現在、グループのレバレッジ比率は3.9%（4.0%）であった。2021年6月に施行予定のCRR IIの計算原則を用いて計算した場合、グループのレバレッジ比率は、公社の公的開発信用機関としての地位に基づく控除が適用され13.4%であった。当該計算原則に基づき、グループの顧客向け貸付は、レバレッジ比率から控除することができる。

長期顧客向け貸付は、12月末現在、28,022百万ユーロ（24,798百万ユーロ）であり、13.0%（8.0%）増加した。長期顧客向け貸付には、長期貸付金およびリース資産の両方が含まれる。1月から12月の新規貸付金は、4,764百万ユーロ（3,175百万ユーロ）となった。短期顧客向け貸付は1,310百万ユーロ（804百万ユーロ）に達し、前年度から62.9%（10.9%）増加した。かかる増加は、貸付金に対する需要の拡大および他の信用機関からの融資の可用性の減少により促進されたが、いずれも新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因していた。

当年度末現在、長期顧客向け貸付全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,786百万ユーロ（1,263百万ユーロ）となり、ソーシャル・ファイナンス・プロジェクトは589百万ユーロ（-百万ユーロ）となった。

2020年度において、新規長期資金調達は、10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）に達し、12月末現在、資金調達総額は合計38,139百万ユーロ（33,929百万ユーロ）となった。

グループの流動性は、引き続き良好であった。12月末現在、流動性合計は10,089百万ユーロ（9,882百万ユーロ）であった。当年度末現在、流動性カバレッジ比率は、264.4%（430.2%）であった。

取締役会は、年次株主総会の承認に基づき、1株当たり最大0.52ユーロ（合計20,313,174.96ユーロ）の配当金の支払いを決定することができることを提案する。かかる承認は、次回の年次株主総会まで有効である。欧州中央銀行の勧告に基づき、取締役会は、2021年9月30日まで配当金の分配に係る決定を留保する意向である。

2021年度の見通し：グループは、未実現の公正価値の変動を除く営業利益は2020年度と同水準にとどまるものと予想している。IFRS第9号基準に規定される評価原則により、大幅な未実現の公正価値の変動が生じる可能性があり、このことは営業利益のボラティリティの増加の一因となり、短期的な見積りをより困難にしている。

訳注：本書中、文脈上別意に解される場合を除き、括弧内の数値は前年度の比較数値を表している。

損益計算書に由来する比較数値および当該会計年度中の変動を表す数値は、2019年度の同じ期間の数値に基づいている。別段の定めがない限り、貸借対照表に由来する比較数値およびこれに基づき計算されるその他の項目は、2019年12月31日現在の数値に基づいている。

主要な指標（グループ）

	2020年12月31日	2019年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）*	197	186
営業利益（単位：百万ユーロ）*	194	131
利息純収益（単位：百万ユーロ）*	254	240
新規貸付金（単位：百万ユーロ）*	4,764	3,175
長期顧客向け貸付（単位：百万ユーロ）*	28,022	24,798
新規長期資金調達（単位：百万ユーロ）*	10,966	7,385
総資産（単位：百万ユーロ）	44,042	38,934
CET1資本（単位：百万ユーロ）	1,277	1,162
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,624	1,510
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,624	1,510
CET1資本比率（%）	104.3	83.1
Tier1資本比率（%）	132.7	107.9
合計自己資本比率（%）	132.7	107.9
レバレッジ比率（%）	3.9	4.0
株主資本利益率（ROE）（%）*	9.4	6.8
費用対収益比率*	0.2	0.3
従業員数	165	167

* 代替的業績指標

フィンランド地方金融公社グループにおける新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの発生およびこれに伴う経済の不確実性は、グループの事業取引を大幅に増加させたが、グループの財務状況には限定的な影響を及ぼしたに過ぎない。

一般的なパンデミックに係る規制は、リモート・ワーク対策の増加など、グループの業務慣行に実務上の影響を及ぼしているが、その他の点ではグループの活動は通常どおりに継続している。パンデミックにより、特に年初数ヶ月間において、地方自治体の支出の増加が見込まれたため、融資に対する需要が増加した。かかる費用の多くは国家により補償されたが、それでもなお、収入の減少は地方自治体の融資に対する需要を増加させた。同時に、他の信用機関も、パンデミックのために地方自治体に対する融資市場から一部撤退し、他の顧客グループに対するサービス提供に特化した。

これらの変化は、グループのサービスに対する需要の増加をもたらした。異例の状況下にもかかわらず、グループ自体の資金調達は順調であり、流動性は良好な水準に保たれている。

これにより、グループは顧客の資金需要に応えることができている。

公社は国家的に重要な信用機関であり、その活動の継続性はフィンランド社会にとり必要不可欠である。グループは、危機下において、従業員の大多数にリモート・ワークを適用することにより、従業員の健康および安全ならびに自社のサービスの継続性を確保してきた。また、これにより、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの間も、社会的に不可欠なサービスおよび事業活動の継続性が確保された。

グループは、規制措置が実施されている間、顧客が円滑にサービスを利用できるよう、デジタル・サービスをさらに発展させてきた。公社は、デジタル・サービスに係るリモート・サポートを強化し、顧客に効率的な利用方法を指導する一般向けのオンライン講座を開設した。グループはまた、経済見直しおよびこれが地方自治体の財政に与える影響に関するテーマについて、顧客およびその他のステークホルダーを対象としたウェビナーを数回開催した。

グループは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済的困難に陥った個別の顧客を有している。パンデミックがそれらの返済能力に一時的に影響を及ぼしている場合、公社は返済猶予を供与し、貸付金の返済条件の緩和を実施している。但し、かかる取決めに対する需要は控え目であった。グループの信用リスク合計は低い水準にとどまっており、予想信用損失（ECL）の金額も低い水準にとどまっている。グループの顧客は、フィンランドの地方自治体であるか、地方自治体の保証または不動産担保を補填する国の不足補填保証を有しているため、グループの顧客エクスポージャーは、グループの自己資本比率の計算においてゼロ・リスク・ウェイトである。経営陣の評価に基づけば、顧客に対する債権はすべて全額回収可能であるため、確定的な信用損失は見込まれていない。

銀行部門が異例の状況下でも顧客への融資を継続する能力を確保するため、銀行当局は監督下にある銀行の要件の一部を緩和した。根本的な状況にかかわらず、グループの自己資本比率は堅固であり、かかる監督当局の決定は、グループの自己資本比率に軽微な影響を及ぼしているに過ぎない。適用される緩和策およびその影響は、「グループの自己資本および自己資本比率」および「グループの最低所要自己資本および資本バッファ」の項に詳述されている。

グループの業績に関する情報

連結損益計算書

(単位：百万ユーロ)	2020年1月－12月	2019年1月－12月	変動率 (%)
利息純収益	254	240	5.8
その他の収入	2	6	-57.0
未実現の公正価値の変動を除く収入	257	246	4.3
手数料費用	-5	-4	19.6
人件費	-18	-18	0.8
その他の管理費用項目	-15	-15	4.0
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6	-6	-6.3
その他の営業費用	-15	-18	-17.1
費用	-58	-60	-3.0
金融資産の信用損失および減損	-1	0	<-100.0
未実現の公正価値の変動を除く営業利益	197	186	6.2
未実現の公正価値の変動	-3	-54	-94.3
営業利益	194	131	47.9
当期利益	155	105	48.0

数値は端数処理されているため、個々の数値の総和は表示されている合計の数値と異なる場合がある。変動率が100%を超える場合、表中では、>100%または<-100%と記載している。

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益

2020年度中、グループの主要な事業は引き続き好調であった。グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、6.2%増加（2.1%減少）し、合計197百万ユーロ（186百万ユーロ）となった。未実現の公正価値の変動を除

く収入は、4.3%（3.3%）増加し、257百万ユーロ（246百万ユーロ）となった。グループの費用は3.0%減少（22.8%増加）し、58百万ユーロ（60百万ユーロ）となった。2020年度中、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、費用の増加を鈍化させる一方で、事業の成長を加速させ、利息純収益にプラスの影響を与えた。全体的には、当該パンデミックは、グループの中核事業の業績または収益性に重大な悪影響を及ぼさなかった。

利息純収益は前年度に比べ5.8%（1.7%）増加し、合計254百万ユーロ（240百万ユーロ）となった。これは、顧客向け貸付の増加、好調な資金調達および好ましい金利環境に起因していた。キャピタル・ローンは連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益は、16百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を含まない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、利払いの実現に伴う資本中の利益剰余金の控除として取扱われる。

その他の収入は、前年度から減少し、2百万ユーロ（6百万ユーロ）となった。その他の収入には、手数料収入、実現された証券取引および外国為替取引純収入、その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産純収入ならびにその他の営業収入が含まれる。その他の収入には、子会社であるインスピラの収益も含まれる。

手数料費用は合計5百万ユーロ（4百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、2.3%（18.5%）増加し33百万ユーロ（32百万ユーロ）となった。そのうち人件費が18百万ユーロ（18百万ユーロ）であり、その他の管理費用が15百万ユーロ（15百万ユーロ）であった。人件費は、前年度に比べ0.8%増加した。人件費は、従業員数の増加の減速、開発計画の取得原価の資本計上に係る原則の改定および新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる全フィンランド企業の年金拠出額の一時的削減に関する政府決定により影響を受けた。人件費には、2020年度中のグループの組織再編およびそれに伴う協力交渉による0.6百万ユーロの事業再建引当金が含まれる。当会計年度中のグループの平均従業員数は、前年度の162名に対し167名であった。

当会計年度中、その他の管理費用項目は、4.0%と緩やかに増加した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより旅費等の一定の種類の出費は減少したが、他方、グループは、貸付金のライフサイクル管理システム等のITシステム開発に重点的に投資している。2019年度中、グループは、事業の信頼性およびサービスの可用性を向上させるため、ITエンドユーザー・サービスおよびITインフラ・サービスならびにビジネスITシステムの運用に関する業務委託契約を締結した。業務委託契約の実務上の実施は現在進行中であり、サービスは一部構築中である。当該プロジェクトは、2021年度中に完了する見込みである。

当会計年度中、有形・無形資産の減価償却費および減損は、6百万ユーロ（6百万ユーロ）に達した。グループは、最近、ITシステム開発および事業活動に対して多額の投資を行っており、その結果、近年、減価償却費が増加している。

その他の営業費用は、17.1%減少（14.7%増加）し、15百万ユーロ（18百万ユーロ）となった。当局により徴収された手数料は、主に単一破綻処理基金への拠出金の増加に起因して、13.6%増加（4.7%減少）し、7百万ユーロ（7百万ユーロ）となった。かかる手数料を除いたその他の費用は、35.1%減少（23.7%増加）し、7百万ユーロ（11百万ユーロ）となった。かかる減少は、主として、前年度に比べて外部サービスの購入が減少したこと起因している。

当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失（ECL）の金額は増加した。損益計算書において認識された変動は0.9百万ユーロ（0.0百万ユーロ）であった。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、グループは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を加味するために、予想信用損失の計算に使用するシナリオを更新した。シナリオには、確率加重が含まれる。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより生じる不確実性のため、グループは、悪化シナリオへの加重を増加させている。2020年度下半期において、グループは、予想信用損失の見積りおよびモデル化の方法ならびにモデルで使用する仮定を特定した。モデル化の手法の変更により、貸付金の全期間にわたるデフォルト確率のモデル化に影響が及び、その結果、予想信用損失は約0.5百万ユーロ増加した。

さらに、グループは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる財務上の影響を加味するため、0.34百万ユーロの追加的な裁量的引当金（マネジメント・オーバーレイ）を計上した。2020年度には、芸術部門およびスポーツ施設事業者といった特定の顧客セグメントは財務的に極めて困難であった。しかしながら、かかる財務状況の悪化は、主に2019年度財務書類に基づいて更新されたグループの内部リスク格付にはまだ反映されていない。その後、特定の顧客セグメントの信用リスクが増加したと推測されるため、グループの経営陣は、特定グループの評価に基づく追加的な裁量的引当金を計上することを決定した。新型コロナウイルス感染症のパンデミックがグループの受けている保証に影響を与えていないという事実に基づき、グループの全体的な信用リスク・ポジションは引き続き低い水準にとどまっている。経営陣の評価によれば、債権はフィンランドの地方自治体に対する債権であるか、または地方自治体の保証もしくは国の不足補填保証を供与されているため、債権はすべて全額回収可能であり、確定的な信用損失は発生しない。グループは30年超の歴史の中で、顧客向け貸付において最終的な信用損失を認識したことはない。

2020年12月31日現在、グループは、顧客の支払不能に起因して、合計24百万ユーロ（2百万ユーロ）の公共部門に対する保証債権を有していた。当該増加は少数の個別の顧客により生じている。流動性ポートフォリオの信用リスクは良好な水準を維持し、その平均信用格付けはAA+であった。

グループの利益および未実現の公正価値の変動

営業利益は194百万ユーロ（131百万ユーロ）であった。未実現の公正価値の変動により、当会計年度中、グループの営業利益は3百万ユーロ減少したが、前年度には54百万ユーロのマイナスの影響があった。2020年度において、ヘッジ会計純収入は4百万ユーロ（-19百万ユーロ）であり、未実現の証券取引および外国為替取引純収入は-7百万ユーロ（-35百万ユーロ）であった。

当会計年度におけるグループの実効税率は、20.0%（20.0%）であった。連結損益計算書における税金は、39百万ユーロ（26百万ユーロ）であった。当会計年度のグループの税引後利益は、155百万ユーロ（105百万ユーロ）であった。グループの通年の株主資本利益率（ROE）は、9.4%（6.8%）であった。未実現の公正価値の変動を除いた株主資本利益率は9.6%（9.6%）であった。

グループのその他の包括利益には、-32百万ユーロ（28百万ユーロ）の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、その他の包括利益に最も重大な影響を与えた項目は、-17百万ユーロ（10百万ユーロ）の損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動であった。ヘッジ・コストの純変動は、合計-16百万ユーロ（17百万ユーロ）であった。

総じて、繰延税金控除後の未実現の公正価値の変動により、連結資本金額は-28百万ユーロ（-21百万ユーロ）の影響を受け、自己資本比率における繰延税金控除後のCET1資本は-15百万ユーロ（-28百万ユーロ）の影響を受けた。自己資本比率の計算において、グループの自己資本に対する未実現の公正価値の変動の累積的影響は、12百万ユーロ（27百万ユーロ）であった。

未実現の公正価値の変動は、報告時点における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。かかる価値変動は各報告期間によって大幅に変動し、利益、資本および自己資本比率の計算における自己資本にボラティリティをもたらす可能性がある。個別の契約に対する影響は、遅くとも当該契約期間末までに解消される。

グループは、そのリスク管理原則に従い、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクを財務上ヘッジするために、デリバティブを利用している。契約に基づくキャッシュ・フローはヘッジされるが、一般的に使用される評価方法のために、公正価値の変動は、金融商品とこれをヘッジするそれぞれのデリバティブとは異なる。金利曲線の線形および異なる通貨間の信用リスク・スプレッドの変動は評価に影響を及ぼし、ヘッジされる資産および負債ならびにヘッジ商品の公正価値に異なる効果が表れる。現実には、グループは、ほとんどの場合、基本的に金融商品およびこれらをヘッジするデリバティブを満期まで保有するため、価値変動は現金により実現されることはない。グループの流動性積立金の投資先は信用リスクの低い商品であったため、グループにとって、信用リスクのスプレッドの変動は信用損失として実現することはないと推測される。当会計年度における未

実現の公正価値の変動は、とりわけ、グループの主要な資金調達市場における予想金利および信用リスクのスプレッドの変動により影響を受けた。

親会社の業績

会社の当会計年度末現在の利息純収益は、合計238百万ユーロ（224百万ユーロ）であり、営業利益は178百万ユーロ（115百万ユーロ）であった。利益処分および税金控除後の利益は、22百万ユーロ（8百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2020年度において16.2百万ユーロ（16.2百万ユーロ）であり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の「劣後債務」の項目に計上されている。

子会社インスピラ

会社の子会社であるフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドの2020年度の収益は、2.8百万ユーロ（3.5百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.1百万ユーロ（0.2百万ユーロ）であった。

連結財政状態計算書に関する情報

連結財政状態計算書

(単位：百万ユーロ)	2020年12月31日	2019年12月31日	変動率 (%)
現金および中央銀行における残高	5,566	4,909	13.4
信用機関に対する貸付金	1,842	818	>100.0
公法人および公共部門企業に対する貸付金	28,022	24,798	13.0
債券	5,763	5,716	0.8
デリバティブ契約	2,358	2,245	5.0
資産に含まれるその他の項目	491	446	10.0
資産合計	44,042	38,934	13.1
信用機関に対する債務	2,001	1,178	69.9
公法人および公共部門企業に対する債務	3,884	3,862	0.6
発行債券	32,912	29,984	9.8
デリバティブ契約	2,861	1,762	62.3
負債に含まれるその他の項目	679	554	22.7
資本合計	1,705	1,594	6.9
負債および資本合計	44,042	38,934	13.1

変動率が100%を超える場合、表中では、>100%または<-100%と記載している。

グループの連結総資産は2019年度末から13.1%（9.1%）増加し、2020年度末現在、44,042百万ユーロ（38,934百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として顧客向け貸付およびデリバティブに係る現金担保の大幅な増加ならびに流動性の増加に起因している。負債の増加は発行債券およびデリバティブの評価に起因している。

当年度末現在、グループの資本は、347百万ユーロ（347百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンを含め、1,705百万ユーロ（1,594百万ユーロ）であった。当期利益は、資本を増加させた。また、連結財務書類において、12.6百万ユーロ（12.6百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、会社の株主に支払われた2019年会計年度に係る6.3百万ユーロ（6.3百万ユーロ）の配当金も同様に控除された。

親会社の負債および資本合計は、当年度末現在、44,042百万ユーロ（38,933百万ユーロ）であった。

顧客に対する貸付けその他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。

公社グループの顧客は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定された非営利組織およびプロジェクトから構成されている。公社により供与される貸付金はすべて、フィンランドの公共部門企業と同等のリスク水準であり、自己資本比率の計算におけるリスク・ウェイトは0%である。グループはその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する広範な支援を提供している。

2020年度において、公社の融資に対する顧客の需要は増加した。1月から12月までの新規貸付金は前年度に比べ増加し、4,764百万ユーロ（3,175百万ユーロ）となった。

かかる新規貸付金の増加は主に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによるものであるが、これは顧客である地方自治体における融資に対する需要の増加をもたらしただけでなく、他の信用機関が地方自治体顧客以外の他の顧客層への融資に特化することにもつながった。

公社の長期顧客向け貸付は2020年度末現在、28,022百万ユーロ（24,798百万ユーロ）となり、13.0%（8.0%）増加した。かかる金額には、長期貸付金およびリース資産が含まれる。未実現の公正価値の変動を除く長期顧客向け貸付は、当年度末現在、27,511百万ユーロ（24,458百万ユーロ）となり、12.5%（7.4%）増加した。

長期顧客向け貸付全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,786百万ユーロ（1,263百万ユーロ）であった。グリーン・ファイナンスのプロジェクトは、グループの外部の独立専門家から構成される評価チームにより承認される。グループは、2020年度においてサステナブル・ファイナンスをさらに増加させ、最初のソーシャル・ファイナンス・ローンを利用した。ソーシャル・ファイナンスを利用できるのは、機会均等および地域社会性を特に重点的に促進する非営利住宅建設投資ならびに福祉および教育に対する投資である。2020年度末現在、ソーシャル・ファイナンスは589百万ユーロ（一百万ユーロ）となった。

グループは顧客に対し、財務の管理、分析および報告のためのツールを幅広く提供している。新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、顧客において、リモート・ワークに関連してデジタル・サービスを利用し、当該危機のさまざまな経済的影響をモデル化する必要性が高まっている。当該危機により、顧客はより一層デジタル・サービスおよびデジタル・ミーティングに傾倒しており、グループはより効率的な顧客サービスを提供できるようになっている。デジタル・サービスに関するオンライン・イベントおよび講習は、顧客の間で非常に好評であることが確認されている。

資金調達および流動性の管理

グループの資金調達戦略は、いかなる市況下でも資金調達の可用性を確保するため、その資金調達源を多様化することである。グループは、多様な通貨、償還期限、地理的分類および投資家グループにわたり、積極的に資金調達を多様化している。長期にわたる積極的な対投資家活動により、公社はさまざまな市場においてその知名度を高めている。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、2020年度において、資本市場に深刻な弊害を及ぼしたが、投資家の間における公社の高い評価およびフィンランドの地方自治体部門に対する投資という安全性により、他の多くの発行体には困難または不可能であった時期に、公社は市場の利用を確保することができた。

異例の状況にもかかわらず、当会計年度中、グループはほぼ通常どおりに資金を調達することができ、顧客への継続的な融資が確保された。融資に対する需要の増加により、当年度中、2020年度資金調達プログラムの規模は数回にわたり拡大された。

グループの資金調達は、主に、投資家の間で非常に需要が高かった公募に重点を置いていた。2020年度中、公社は15億ユーロおよび10億ユーロのユーロ建てベンチマーク債ならびに10億米ドルのドル建て債を発行した。これら3

本のベンチマーク債のほか、公社は9月に500百万ユーロのソーシャル・ボンドを発行した。これはフィンランドで発行された最初のソーシャル・ボンドであるとともに、北欧のSSA（ソブリン、国際機関、政府関係機関）カテゴリーの発行体が発行した最初のソーシャル・ボンドとなった。

10月に公社は、500百万ユーロのグリーン・ボンドも発行した。さらに、公社は、欧州中央銀行による貸出条件付き長期リファイナンス・オペレーション第3シリーズ（TLTROIII）に1,250百万ユーロの拠出により参加し、これは公社の顧客に対する競争力のある条件での融資を確保する一助となった。

グループは、すべての資金を国際資本市場において調達している。2020年度におけるグループの新規長期資金調達は、合計10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）に達し、11種類（11種類）の異なる通貨により実施された。合計218件（198件）の資金調達取引が実施された。

2020年度末現在のグループの資金調達総額は、38,139百万ユーロ（33,929百万ユーロ）であった。ユーロ・コマース・ペーパー（ECP）プログラムに基づく公社の短期債券は、3,896百万ユーロ（2,728百万ユーロ）であった。資金調達総額のうち50%（34%）がユーロ建てであり、50%（66%）が外貨建てであった。

資金調達取引の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプログラムを利用している。

メディアム・ターム・ノート（MTN）プログラム	40,000百万ユーロ
ユーロ・コマース・ペーパー（ECP）プログラム	10,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

公社の資金調達は、公法機関であり、フィンランド本土の全自治体とその構成員となっているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、公社により発行された債券は、EUにおいて、信用機関の自己資本比率および保険会社のソルベンシーの計算上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

グループは良好な流動性を維持した。公社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものであり、資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

グループの流動性方針に基づき、その流動性合計は、最低12ヶ月間事業（新規純顧客向け貸付を含む。）を中断なく継続するために十分な額でなければならない。

2020年度末現在、グループの流動性合計は10,089百万ユーロ（9,882百万ユーロ）であった。有価証券投資は合計4,453百万ユーロ（4,922百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA+を維持した。当年度末現在、投資ポートフォリオの平均償還期間は2.8年（2.3年）であった。また、グループは5,636百万ユーロ（4,960百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、5,601百万ユーロ（4,936百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、35百万ユーロ（24百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。

グループはその流動性投資に係る持続可能性をESG（環境、社会およびガバナンス）スコアにより監視している。2020年度において、グループの流動性投資のESGスコアは1から100の尺度で53.0から55.7に改善した。基準値は53.3（50.6）である。

グループは、その投資に関するESGスコアの監視に加え、直接的に、サステナブル投資も行っている。当年度末現在のサステナブル投資は、合計355百万ユーロ（150百万ユーロ）に上り、有価証券投資全体の8.0%（3.0%）を占めている。グループのサステナブル投資の割合は、市場の基準値の2.1%（1.9%）を上回っている。グループ自身のグリーン・ファイナンスに対する社会的責任投資の割合は13.8%（10%）であった。

自己資本比率

グループの自己資本および自己資本比率

2020年度末現在、グループの合計自己資本比率は132.7% (107.9%) であり、CET1資本比率は104.3% (83.1%) であった。CET1資本比率は、主としてリスク・エクスポージャーの金額の減少に起因して、2019年度末に比べ21.3%ポイント増加し、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本を低下させた。グループの自己資本比率は引き続き高く、法定の要件を大幅に上回っている。グループの自己資本は、有効な資本バッファーを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,487百万ユーロ (1,332百万ユーロ) 上回っている。

グループの自己資本

(単位: 千ユーロ)	2020年	2019年
	12月31日現在	12月31日現在
普通株式等Tier1資本 (調整前)	1,328,150	1,218,199
普通株式等Tier1資本への調整	-51,338	-55,747
普通株式等Tier1 (CET1) 資本	1,276,812	1,162,452
その他Tier1資本 (調整前)	347,454	347,454
その他Tier1資本への調整	-	-
その他Tier1 (AT1) 資本	347,454	347,454
Tier1 (T1) 資本	1,624,265	1,509,906
Tier2資本 (調整前)	-	-
Tier2資本への調整	-	-
Tier2 (T2) 資本	-	-
自己資本合計	1,624,265	1,509,906

2020年度末現在、グループのCET1資本は、1,277百万ユーロ (1,162百万ユーロ) であり、Tier1資本は、1,624百万ユーロ (1,510百万ユーロ) であった。グループにTier2資本は存在しなかった。グループの自己資本は、合計1,624百万ユーロ (1,510百万ユーロ) であった。

当期利益は、会計監査人による財務レビューの対象となっており、自己資本規制に従い欧州中央銀行により付与される許可に基づきCET1資本に含めることが可能であるため、CET1資本には当期利益が含まれている。

グループは、健全性評価において、追加的評価調整 (AVA) に関する欧州委員会委任規則 (2020/866) を適用した。当該委任規則は、市場価格の不確実性、クローズ・アウト・コストおよびモデルのリスクに関連する評価に適用される集計係数を変更した。かかる集計係数は、2020年末まで一時的に66%に変更され、その後は以前の50%の水準に戻された。2020年12月末現在、かかる変更がグループの自己資本に与えた影響は8百万ユーロであった。

2020年度末現在、グループのリスク・エクスポージャーの金額合計は、2019年度末に比べ12.6%減少し、1,224百万ユーロ (1,400百万ユーロ) となった。当会計年度末現在の総合的な信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、2019年度末の763百万ユーロから減少し、581百万ユーロとなった。これは、とりわけ流動性ポートフォリオのリスク加重の減少の影響によるものであった。通貨ポジションは自己資本の2%未満であり、自己資本規制 (CRR) 第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていないため、2020年度末現在および比較年度においても、市場リスクに関する所要自己資本は存在しなかった。信用評価調整リスクは、231百万ユーロ (214百万ユーロ) に増加した。オペレーショナル・リスクのリスク・エクスポージャーの金額は、利益指標の減少により2.6%減少し、412百万ユーロ (423百万ユーロ) となった。2020年11月、欧州銀行監督機構は、オペレーショナル・リスクに係る要件の計算に関して、単一ルールブックのQAプロセス (2018_3969) における回答を公表した。従来、年度末の利益指標の算出方法は解釈の対象とされてきた。欧州銀行監督機構の回答によれば、年度末におい

て、当該報告期間の年度末観察を含む直近の3つの年度末観察が使用されることとなる。従来、グループは、オペレーショナル・リスクに係る要件を計算する際に、報告年度全体について同一の関連指標を適用してきた。グループは、2020年12月以降当該算出方法に従っている。これは、グループの自己資本比率の数値に重大な影響を与えないものと予想される。

グループの最低所要自己資本および資本バッファ

最低所要自己資本は8%であり、最低所要CET1資本は4.5%である。信用機関法に基づく資本保全バッファは2.5%であり、グループに適用されるその他のシステム上重要な信用機関（0-SII）に対する追加所要自己資本は0.5%である。フィンランド金融監督局（FIN-FSA）により設定されたシステム・リスク・バッファに基づき、2019年7月以降、グループの追加所要自己資本は1.5%であり、これは毎年検討される。システム・リスク・バッファおよびその他のシステム上重要な信用機関（0-SII）対象の追加所要自己資本は平行的なバッファであるため、いずれか数値の高い方が適用される。2020年4月、フィンランド金融監督局は、フィンランドにおける最大級の信用機関に対する所要自己資本を更新した。当該更新の目的は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが、金融市場の安定性および信用機関の経済に対する資本供給力に与えるマイナスの影響を緩和することであった。フィンランド金融監督局は、グループに対する上記の1.5%の追加所要自己資本の即時発効を解除したが、これによりグループの所要自己資本は1.0%ポイント減少した。フィンランド金融監督局は、四半期毎に所要カウンターシクリカル資本バッファも決定するが、2020年12月には、カウンターシクリカル資本バッファを課さないことを決定した。

エクスポージャーの地域別区分に基づき課される信用機関毎に個別の所要カウンターシクリカル資本バッファは、グループについては0.21%（0.72%）である。これにより、グループの最低所要CET1資本は7.71%（9.22%）となり、最低所要総自己資本は11.21%（12.72%）となる。

上述の要件に加えて、監督局の年次検討（SREP）の一環として、欧州中央銀行は、グループに対し、2.25%の追加所要自己資本（P2R）を課した。2020年の新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、欧州中央銀行は、年次のSREPを実施しなかったが、従来の2.25%のP2R追加所要自己資本の継続を追認する業務文書をグループに与えた。このP2R追加所要自己資本を含めば、2020年度末現在、SREPに基づく所要総自己資本（TSCR）は10.25%（10.25%）であった。P2R追加所要自己資本およびその他の追加所要自己資本を含むと、最低所要総自己資本は13.46%（14.97%）であった。

グループは、これらの最低所要自己資本を何度も充足している。12月末現在、グループのCET1自己資本比率は104.3%（83.1%）であり、合計自己資本比率は132.7%（107.9%）であった。

レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在有効な計算原則（CRR）を用いて計算したグループのレバレッジ比率は3.9%（4.0%）であった。レバレッジ比率のわずかな減少は、当会計年度におけるグループの信用ポートフォリオの大幅な増加により生じた。2021年6月現在の最低所要レバレッジは3%となる見込みである。レバレッジ比率および所要自己資本に係る規制の変更については、「レバレッジ比率および所要自己資本に係る規制の変更」の項に記載されている。

12月末現在、グループの流動性カバレッジ比率（LCR）は264.4%（430.2%）であった。最低所要LCRは100%である。

グループはまた、2021年6月に施行される予定である最低要件100%の安定調達比率（NSFR）の採用に対しても備えている。2020年12月末現在、現在の解釈に基づき計算されたグループの安定調達比率は、116.4%（116.3%）であった。

レバレッジ比率および所要自己資本に係る規制の変更

銀行の所要自己資本規制の変更（*CRR II*および*CRD IV*）の大部分が2021年6月に適用される。公社は、公的開発信用機関の*CRR II*の定義に該当しているため、レバレッジ比率の計算において、中央政府および地方自治体に対するすべての貸付債権を控除することができる。このことは、グループのレバレッジ比率に重大なプラスの影響を与えている。

2020年度末現在のグループのレバレッジ比率は、上記の法規制の変更を考慮すると13.9%であった。当該変更がなければ、レバレッジ比率は3.9%であった。現在の推測によれば、デリバティブ・エクスポージャーの算出方法の変更もレバレッジ比率（*CRR II*）に影響を与えると予想される。かかる変更は、レバレッジ比率に0.5%ポイント前後のマイナスの影響を与えると予測される。これら両方の変更を考慮すると、レバレッジ比率（*CRR II*）は13.4%である。最低所要レバレッジは3%となる。2021年6月以降施行されるレバレッジ比率は、グループに対する所要自己資本の中で最も厳しいものとなっているため、かかる変更は長期的にグループの利益目標および資本計画に影響を及ぼす可能性がある。

所要自己資本の新規制は、グループのCET1資本比率をわずかに引き下げると予想される。最も大幅な増加は、カウンターパーティー信用リスクに係る所要自己資本であり、これによりグループのCET1資本比率は3.4%ポイント減少すると推定されるが、その他の変動の合計は明らかに低い水準にとどまると推定される。これらの変動があってもなお、グループのCET1資本比率は100.9%であり、P2R追加所要自己資本およびその他の追加所要自己資本を含む最低所要自己資本の9.96%に比べて非常に高い水準を維持するものと予想される。

銀行および投資サービス業者の破綻処理に関する法律に基づく負債

会社の経営危機・破綻処理に関する監督当局は、EUの単一破綻処理委員会（*SRB*）である。単一破綻処理委員会は、会社に対し拘束力のある自己資本および適格債務の最低基準（*MREL*）を課す見込みである。公社は、かかる決定は2021年初頭に行われ、2022年に施行されると見込んでいる。公社は、その自己資本および適格債務が最低要件を大幅に超えるものと予測している。

リスク管理

グループの事業には、グループのリスク・ポジションを親会社の取締役会により設定された制限の範囲内に確実にとどめるために、適正なリスク管理構造が必要である。グループは、その優れた信用格付を維持するため、保守的なリスク管理原則を適用し、全体的なリスク状況を低いレベルに保つことを目指している。

グループの事業に関連する多様なリスクには、信用リスク、カウンターパーティーの信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクが含まれる。コンプライアンス・リスクおよびESG（環境、社会およびガバナンス）リスクを含む戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクも、すべての事業に関わっている。

リスク・ポジション

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、グループのカウンターパーティー・リスク、流動性ポートフォリオ信用リスクならびに流動性、貸付けおよび業務手続に関連するリスクに影響を与える可能性がある。しかしながら、現状、パンデミックはこれらのリスクに重大な悪影響を与えていない。

2020年度において、グループのリスク・アペタイトに重大な変更はなかった。当年度中、リスクは取締役会により設定された制限の範囲内にとどまっており、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにもかかわらず、リスク・ポジションは引き続き安定的であった。金融商品の未実現の公正価値の変動により、利益のボラティリティが生じた。グループは評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼす影響に対し備えている。

グループは、その事業の一部として信用リスクにさらされている。顧客基盤の性質上、信用リスクは低いですが、それらを完全に排除することは不可能である。信用リスクは、ほとんどすべて、顧客向け融資、流動性ポートフォリオ投資およびデリバティブ・ポートフォリオから発生する。公社はその顧客に対し、金利のポジションをヘッジするためのデリバティブ商品も提示する。

かかる商品は、市場における相殺契約によりカバーされている。グループは、市場リスクをヘッジするためののみデリバティブを利用している。当年度中、公社の信用リスクのポジションは、安定的に低いリスク水準にとどまっていた。

グループは、その信用リスク軽減策（モーゲージ担保および供与される保証）ならびに多額のエクスポージャーの計算に関するCRR第400条に規定された控除から判断して、顧客向け融資において顧客リスクにさらされておらず、いずれの単独顧客に係る顧客リスクも自己資本の10%を上回っていない。予想信用損失の金額はわずかに増加し、0.9百万ユーロが損益計算書において認識された。2020年度下半期中、グループは、モデルにおいて使用する仮定に加え、予想信用損失の見積方法およびモデル化の方法について規定した。かかる変更により、予想信用損失は約0.5百万ユーロ増加した。また、グループは、顧客の2019年度財務書類のデータに基づくグループの内部リスク格付には反映されていない、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに起因する顧客の信用リスクの悪化をカバーするため、追加の裁量的引当金（マネジメント・オーバーレイ）を計上した。

12月末現在の支払猶予債権の金額は88百万ユーロであり、2019年度末現在から55百万ユーロ増加した。公社は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済的困難に直面した個別の顧客を有している。返済能力が一時的に損なわれた場合、公社は返済猶予を供与し、貸付金の返済条件の緩和を実施した。2020年には、その金額は208百万ユーロに達した。かかる金額の一部は支払猶予債権に分類された。12月末現在の不良債権の金額は、136百万ユーロ（67百万ユーロ）であった。当該不良債権につき、公社は、地方自治体による全額保証または不動産担保および国の不足補填保証を供与されているため、当該債権は最終的な信用損失のリスクを負わないものと予想される。不良債権は顧客向け債権合計の0.5%（0.3%）であった。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、これまでのところグループの信用リスクのポジションを弱めてはいない。信用リスクのポジションは引き続き安定し、グループの信用リスク戦略に沿ったものになると予想される。しかしながら、パンデミックが長引けば、公社のカウンターパーティー・リスク、流動性ポートフォリオ信用リスクならびに流動性、貸付けおよび業務手続に関連するリスクに影響を与える可能性がある。グループは、さらにリスク水準を引き下げるために、意図的に流動性ポートフォリオの配分を変更している。現在のところ、パンデミックおよびそれに関連する経済の不確実性は、グループの財務状況およびリスク・ポジションにわずかな影響しか与えていない。グループは、パンデミックに関連する制約のため、業務慣行およびリモート・ワーク対策を変更したが、その他の点では、中断なく通常の事業活動を実施している。

市場リスクには、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクが含まれる。グループは、金利リスクを積極的に監視し、ヘッジしており、デリバティブを利用して金利リスクを管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の資産および負債に適用されるEuriborの利率の相違から生じる。アーニング・アット・リスクの計算においては8つのシナリオが使用され、最悪の結果が考察されている。最悪のシナリオは、金利曲線全体が1%ポイント上昇するという仮定に基づいていた。12月末現在の1年間のアーニング・アット・リスクは、-32百万ユーロ（-14百万ユーロ）であった。資本の経済的価値の計算においても複数のシナリオが使用され、最悪の結果が考察されている。最悪のシナリオは、金利曲線全体が2%ポイント上昇するという仮定に基づいていた。12月末現在の資本の経済的価値は、-345百万ユーロ（-114百万ユーロ）であった。

グループの外国為替リスクは、すべての外貨建調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、ヘッジされている。グループの事業は、実質的に為替リスクにさらされていないが、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。かかる為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクおよび価格リスクのヘッジにも用いられる。グループはデリバティブの取引活動を行っていないため、デリバティブはヘッジ目的のためにのみ利

用することができる。グループはまた、評価リスクを事業にとり重要なリスクとして決定した。金融商品の未実現の公正価値の変動は、グループの利益のボラティリティを増加させている。グループは評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及ぼしうる影響に対し備えている。

グループの市場リスクは安定的であった。新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、特に春の間、市場のボラティリティを引き起こしたが、グループの利益における評価のボラティリティの増加を明白にした。当年度末にかけて、市場はより安定化し、パンデミックに関連するボラティリティは減少した。

グループは、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、グループは、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理している。2020年度末現在、サバイバル・ホライズンは、12.3ヶ月（13.6ヶ月）であった。当年度末現在、グループの流動性は引き続き良好であり、LCRは264.4%（430.2%）であった。資金調達の可能性も当年度を通じて引き続き良好であり、新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる異例の状況にもかかわらず、グループは、ほとんど通常通りに資金を調達し続けることができた。2020年1月から12月において、グループは、10,966百万ユーロ（7,385百万ユーロ）を新規長期資金調達により調達した。

グループのオペレーショナル・リスクは控え目な水準となる見込みであり、2020年度中、オペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。公社の推測によると、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、グループのオペレーショナル・リスクは増加していない。リモート・ワーク対策の拡充は、グループの業務慣行に幾分影響を及ぼしているが、事業活動は通常通りに継続している。例えば、手続きおよび情報セキュリティに関する制御点は、適切な状態であり、通常通りに機能している。

ESGリスクには、環境リスク、社会リスクおよびガバナンス・リスクが含まれる。グループは、気候リスクおよびかかるリスクの事業への潜在的影響を積極的に監視している。グループの現在の推測では、気候リスクが短期間に大きく顕在化する可能性は低い。グループは、顧客向け貸付ポートフォリオの分析において、中長期的なリスク管理の枠組みに気候リスクを含めている。グループの顧客はすべてフィンランドに存在するため、グループは気候変動の悪影響からある程度守られている。しかしながら、中長期的には、気候リスクはグループの顧客、ひいてはその貸付金の返済能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

グループの観点からすれば、フィンランド社会およびグループの顧客に関連する社会的リスクは、主に経済格差、少数民族の不平等、地域格差、福祉の格差および地域活力の不均衡に関連している。グループは、顧客に関連する社会的リスクおよびかかるリスクが事業に与える潜在的影響を積極的に監視している。グループは、その推測によれば、現在、重大な社会的リスクにさらされていない。

フィンランドは良好な統治国家であり、腐敗のない上位180カ国のリストに載っており、フィンランドは第3位にランクされている。グループの観点からは、ガバナンス・リスクは、主に個別の不正行為事例においてのみ顕在化する。グループは、適切な顧客情報を取得し、効率的なリスク管理手続を採用することにより、かかるリスクを評価、予測および管理することを目指している。グループは、顧客に関連するガバナンス・リスクおよびかかるリスクの事業への潜在的影響を積極的に監視し、独自のガバナンスに関する慣行を継続的に発展させている。グループの推測によれば、グループは現在、重大なガバナンス・リスクにさらされていない。

自己資本比率

自己資本（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)				
普通株式等Tier1資本（調整前）	1,328,150	1,218,199	1,326,084	1,216,578
普通株式等Tier1資本への調整	-51,338	-55,747	-51,350	-55,763
普通株式等Tier1（CET1）資本	1,276,812	1,162,452	1,274,733	1,160,816
その他Tier1資本（調整前）	347,454	347,454	349,388	348,896
その他Tier1資本への調整	-	-	-	-
その他Tier1（AT1）資本	347,454	347,454	349,388	348,896
Tier1（T1）資本	1,624,265	1,509,906	1,624,121	1,509,712
Tier2資本（調整前）	-	-	-	-
Tier2資本への調整	-	-	-	-
Tier2（T2）資本	-	-	-	-
自己資本合計	1,624,265	1,509,906	1,624,121	1,509,712

自己資本比率に係る主要指標（グループおよび親会社）

	グループ		親会社	
	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
CET1資本比率（%）	104.3	83.1	107.1	85.0
Tier1資本比率（%）	132.7	107.9	136.5	110.5
合計自己資本比率（%）	132.7	107.9	136.5	110.5

最低所要自己資本（グループ）

	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー
(単位：千ユーロ)				
信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、 標準的手法	46,448	580,596	61,038	762,976
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	-	0	-	0
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	458	5,721	289	3,613
公共部門企業に対するエクスポージャー	718	8,975	-	0
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	-	0	323	4,043
信用機関に対するエクスポージャー	30,970	387,121	37,847	473,090
カバード・ボンドによるエクスポージャー	12,243	153,037	20,676	258,456
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	-	-	84	1,049
その他の項目	2,059	25,742	1,818	22,724
市場リスク	-	-	-	-
信用評価調整リスク (CVA VaR)、標準的手法	18,470	230,876	17,085	213,561
オペレーショナル・リスク、基礎的手法	32,976	412,196	33,841	423,016
合計	97,893	1,223,668	111,964	1,399,553

最低所要自己資本（親会社）

	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在	
	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー	所要自己資本	リスク・ エクスポージャー
(単位：千ユーロ)				
信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、 標準的手法	46,522	581,522	61,090	763,631
中央政府または中央銀行に対するエクスポージャー	-	0	-	0
地方政府または地方自治体に対するエクスポージャー	458	5,721	289	3,613
公共部門企業に対するエクスポージャー	718	8,975	-	0
国際開発金融機関に対するエクスポージャー	-	0	323	4,043
信用機関に対するエクスポージャー	30,956	386,946	37,833	472,917
カバード・ボンドによるエクスポージャー	12,243	153,037	20,676	258,456
投資ファンドに対する持分によるエクスポージャー	-	-	84	1,049
自己資金投資	131	1,639	131	1,639
その他の項目	2,016	25,203	1,753	21,912
市場リスク	-	-	-	-
信用評価調整リスク (CVA VaR)、標準的手法	18,470	230,876	17,085	213,561
オペレーショナル・リスク、基礎的手法	30,190	377,380	31,081	388,508
合計	95,182	1,189,778	109,256	1,365,700

以下は、2021年3月4日付で公表されたフィンランド地方金融公社の2020年度年次報告書に記載されている監査済み財務書類からの情報である。

フィンランド地方金融公社グループ 連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
利息および類似収入	532,935	766,581
利息および類似費用	-278,814	-526,326
利息純収益	254,121	240,255
手数料収入	2,834	3,490
手数料費用	-5,066	-4,235
証券取引および外国為替取引純収入	-7,790	-33,373
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	-3	114
ヘッジ会計純収入	4,183	-19,097
その他の営業収入	127	135
管理費用	-33,004	-32,268
有形・無形資産の減価償却費および減損	-5,794	-6,183
その他の営業費用	-14,610	-17,626
金融資産の信用損失および減損	-857	28
営業利益	194,141	131,239
所得税	-38,840	-26,307
当期利益	155,301	104,932

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
当期利益	155,301	104,932
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	-16,551	10,325
ヘッジ・コストの純変動	-15,564	17,299
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の公正価値の純変動	112	308
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の売却に係る損益計算書への振替純額	-	-90
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の予想信用損失の純変動	-62	-117
その他の包括利益構成項目に係る税金	6,413	-5,545
その他の包括利益構成項目合計	-25,652	22,181
当期包括利益合計	129,649	127,113

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	5,565,801	4,909,338
信用機関に対する貸付金	1,841,853	818,323
公法人および公共部門企業に対する貸付金	28,022,325	24,798,432
債券	5,763,214	5,716,318
株式および出資持分	27	9,797
デリバティブ契約	2,358,163	2,244,997
無形資産	17,346	14,704
有形資産	10,364	9,041
その他の資産	259,785	170,359
未収収益および前払費用	203,547	242,450
資産合計	44,042,426	38,933,758
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	2,001,478	1,178,256
公法人および公共部門企業に対する債務	3,884,026	3,862,053
発行債券	32,911,906	29,983,585
デリバティブ契約	2,860,570	1,762,010
引当金およびその他の負債	247,021	116,374
未払費用および前受収益	152,398	180,917
繰延税金負債	279,906	256,241
負債合計	42,337,306	37,339,436
資本		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	847	807
自己信用リスク再評価準備金	-255	12,985
ヘッジ・コスト準備金	15,624	28,075
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	1,258,224	1,121,774
親会社株主に帰属する資本合計	1,357,666	1,246,868
その他の発行済資本性金融商品	347,454	347,454
資本合計	1,705,120	1,594,321
負債および資本合計	44,042,426	38,933,758

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計							その他の 発行済 資本性 金融商品	資本合計	
	株式資本	準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益			合計
(単位：千ユーロ)										
2018年12月31日現在の資本	42,583	277	726	4,726	14,235	40,366	1,035,692	1,138,605	347,454	1,486,059
AT1資本性金融商品に係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2018年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
当期利益	-	-	-	-	-	-	104,932	104,932	-	104,932
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
損益を通じて公正価値により測定するもの として指定される金融負債に係る自己信用 リスクの変動による公正価値の純変動	-	-	-	8,260	-	-	-	8,260	-	8,260
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	13,840	-	-	13,840	-	13,840
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	247	-	-	-	-	247	-	247
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-72	-	-	-	-	-72	-	-72
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-94	-	-	-	-	-94	-	-94
2019年12月31日現在の資本	42,583	277	807	12,985	28,075	40,366	1,121,774	1,246,868	347,454	1,594,321

	親会社株主に帰属する資本合計							合計	その他の 発行済 資本金 金融商品	資本合計
	株式資本 準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益				
(単位：千ユーロ)										
AT1資本性金融商品に係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2019年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
当期利益	-	-	-	-	-	-	155,301	155,301	-	155,301
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
損益を通じて公正価値により測定するもの として指定される金融負債に係る自己信用 リスクの変動による公正価値の純変動	-	-	-	-13,241	-	-	-	-13,241	-	-13,241
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	-12,451	-	-	-12,451	-	-12,451
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	90	-	-	-	-	90	-	90
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-50	-	-	-	-	-50	-	-50
2020年12月31日現在の資本	42,583	277	847	-255	15,624	40,366	1,258,224	1,357,666	347,454	1,705,120

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	772,020	1,444,778
長期資金調達の変動	3,702,396	1,951,565
短期資金調達の変動	1,257,523	-298,985
長期貸付金の変動	-3,074,492	-1,701,327
短期貸付金の変動	-506,296	-79,193
投資の変動	462,373	227,376
担保の変動	-1,287,941	1,048,093
資産に係る利息	83,389	103,695
負債に係る利息	161,397	215,113
その他の収入	62,547	57,319
営業費用の支払い	-86,847	-70,685
支払税額	-2,028	-8,192
投資活動からのキャッシュ・フロー	-8,236	-3,646
有形資産の取得	-3,644	-289
有形資産売却益	165	382
無形資産の取得	-4,758	-3,739
財務活動からのキャッシュ・フロー	-23,753	-23,688
AT1金融商品に係る支払利息	-15,750	-15,750
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,753	-1,688
現金および現金同等物の変動	740,031	1,417,443
1月1日現在の現金および現金同等物の変動	4,990,649	3,573,206
12月31日現在の現金および現金同等物の変動	5,730,680	4,990,649

現金および現金同等物には、以下の財政状態計算書項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	5,565,801	4,909,338
信用機関に対する貸付金	164,879	81,311
現金および現金同等物合計	5,730,680	4,990,649

フィンランド地方金融公社個別財務書類

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
利息収入	526,949	761,612
リース事業純収入	5,986	4,969
利息費用	-295,078	-542,525
利息純収益	237,857	224,056
手数料収入	677	588
手数料費用	-5,060	-4,230
証券取引および外国為替取引純収入	-7,790	-33,373
証券取引純収入	-3,644	-34,801
外国為替取引純収入	-4,146	1,428
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される 金融資産に係る純収入	-3	114
ヘッジ会計純収入	4,183	-19,097
その他の営業収入	165	157
管理費用	-31,811	-30,884
人件費	-16,598	-16,336
給与および報酬	-13,991	-13,511
人件費関連費用	-2,607	-2,825
年金費用	-2,147	-2,431
その他の人件費関連費用	-460	-394
その他の管理費用	-15,213	-14,548
有形・無形資産の減価償却費および減損	-5,679	-6,073
その他の営業費用	-13,880	-16,485
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	-920	-89
その他の金融資産の予想信用損失および減損	62	117
営業利益	177,802	114,802
利益処分	-149,866	-105,031
所得税	-5,599	-2,020
当期利益	22,336	7,750

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
資産		
現金および中央銀行における残高	5,565,801	4,909,338
現金	2	2
中央銀行に対する要求払債権	5,565,799	4,909,336
中央銀行リファイナンス適格債券	3,949,985	4,089,519
その他	3,949,985	4,089,519
信用機関に対する貸付金	1,840,980	817,462
要求払いの貸付金	164,005	80,450
その他	1,676,975	737,012
公法人および公共部門企業に対する貸付金	26,931,384	23,969,974
リース資産	1,090,940	828,458
債券	1,813,228	1,626,798
公共部門企業のもの	1,199,621	741,772
その他	613,607	885,026
株式および出資持分	27	9,797
グループ企業内の株式および出資持分	656	656
デリバティブ契約	2,358,163	2,244,997
無形資産	17,358	14,719
有形資産	9,980	8,539
その他の有形資産	9,980	8,539
その他の資産	259,635	170,063
未収収益および前払費用	203,542	242,428
資産合計	44,041,681	38,932,749

(単位：千ユーロ)	2020年 12月31日現在	2019年 12月31日現在
負債および資本		
負債		
信用機関および中央銀行に対する債務	2,001,478	1,178,256
中央銀行	1,250,000	-
信用機関	751,478	1,178,256
その他	751,478	1,178,256
公法人および公共部門企業に対する債務	3,884,026	3,862,053
その他の債務	3,884,026	3,862,053
発行債券	32,911,906	29,983,585
長期債券	29,016,086	27,255,873
その他	3,895,820	2,727,712
デリバティブ契約	2,860,570	1,762,010
その他の負債	246,543	115,686
未払費用および前受収益	163,963	192,343
劣後債務	349,388	348,896
繰延税金負債	4,054	10,467
負債合計	42,421,929	37,453,297
利益処分		
減価償却に係る差異	20,524	13,658
税務上の積立金	1,347,530	1,204,530
利益処分合計	1,368,054	1,218,188
資本		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	16,493	42,145
準備金	277	277
公正価値準備金	16,216	41,868
公正価値の変動	16,216	41,868
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	129,118	127,618
当期利益	22,336	7,750
資本合計	251,698	261,264
負債および資本合計	44,041,681	38,932,749
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	2,353,978	2,361,323

フィンランド地方金融公社
キャッシュ・フロー計算書

	2020年1月1日 －12月31日	2019年1月1日 －12月31日
(単位：千ユーロ)		
営業活動からのキャッシュ・フロー	756,147	1,428,303
長期資金調達の純変動	3,702,396	1,951,565
短期資金調達の純変動	1,257,523	-298,985
長期貸付金の純変動	-3,074,492	-1,701,327
短期貸付金の純変動	-506,296	-79,193
投資の純変動	462,373	227,376
担保の純変動	-1,287,941	1,048,093
資産に係る利息	83,394	103,697
負債に係る利息	145,647	199,363
その他の収入	59,925	53,819
営業費用の支払い	-84,361	-67,960
支払税額	-2,020	-8,145
投資活動からのキャッシュ・フロー	-8,236	-3,646
有形資産の取得	-3,644	-271
有形資産売却益	165	382
無形資産の取得	-4,758	-3,757
財務活動からのキャッシュ・フロー	-7,892	-7,821
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,642	-1,571
現金および現金同等物の変動	740,019	1,416,835
1月1日現在の現金および現金同等物	4,989,788	3,572,953
12月31日現在の現金および現金同等物	5,729,806	4,989,788

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

	2020年12月31日現在	2019年12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
現金および中央銀行における残高	5,565,801	4,909,338
信用機関に対する貸付金	164,005	80,450
現金および現金同等物合計	5,729,806	4,989,788

発行者の概況の要約

(1) 設立

旧フィンランド地方金融公社（以下「旧公社」という。）は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金（原語名：Kuntien eläkevakuutus）（以下「Keva」（旧LGPI）または「地方自治体年金基金」という。）（後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。）により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.（原語名：Kuntarahoitus Oy）からMunicipality Finance Plc（原語名：Kuntarahoitus Oyj）に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体がその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

合併後（旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併）

フィンランド地方住宅金融公社（Municipal Housing Finance Plc）は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社（1989年設立）とフィンランド地方住宅金融公社（1993年設立）による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、責任原則に基づき、またその顧客と協同し、より良い未来を創ることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法（以下「地方政府保証機構法」という。）（後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。）ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはでき

ない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド（以下「インスピラ」という。）という社名の子会社として分社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構（以下「地方政府保証機構」という。）により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法（その時々改定を含む。）に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局の指針に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2019年12月31日現在、1,509.7百万ユーロであった。公社の2019年12月31日現在の総資産は389億ユーロであり、そのうち長期顧客向け貸付ポートフォリオは240億ユーロを占めていた。

フィンランド地方自治体年金基金（Keva）

Kevaは、フィンランドで最大の年金事業者であり、地方自治体、国家、福音ルーテル教会および社会保険庁（Kela）の従業員の年金を管理している。Kevaの目的は、公共部門の雇用者に対するサービス提供により、職場における福利を改善し、従業員の作業能力を拡大し、生産性を向上させ、就業不能による費用を削減することである。

Kevaは、地方自治体の従業員の年金に係る融資および年金資金の運用について責任を負っている。

Kevaは、公法に基づく独立機関であり、その業務は、公共部門年金法およびKeva法に基づいている。Kevaは財務省、フィンランド金融監督局およびフィンランド会計検査院による監督に服している。

フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達（かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。）を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2019年12月31日現在、地方政府保証機構は21.9百万ユーロの総資産を有していた。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その200百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

フィンランドにおける自治体部門

概要

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する地方自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の地方自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

フィンランドの地方自治法（410/2015）（その後の改定を含む。）（原語名：Kuntalaki）に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。その最も重要な業務は、社会保障および医療サービスならびに教育である。2019年、フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約21%にあたる約420,000人を雇用していた。

2019年末現在のフィンランドの地方自治体および共同自治体組織の有利子債務ポートフォリオの総額は、218億ユーロであった。

2000年以降、当該ポートフォリオは4倍に膨らんだが、近年、増加は減速していた。地方自治体関連企業の有利子債務ポートフォリオの総額を、自治体部門の有利子債務ポートフォリオの総額に加算した場合、2018年末現在の自治体部門全体の債務総額は約361億ユーロである。

「自治体部門」とは、地方自治体、共同自治体組織、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および共同自治体組織のみを指す。

(2) 資本構成

(i) 資本構成および債務

以下の表は、2019年12月31日現在のグループの資本構成（未監査）である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	4,376,584
長期負債	31,200,842
デリバティブ契約	1,762,010
資本合計	
（制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、投資の公正価値準備金807千ユーロ、 自己信用リスク再評価準備金12,985千ユーロ、 ヘッジ・コスト準備金28,075千ユーロ、 非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、留保利益1,121,744千ユーロ およびその他の発行済資本性金融商品347,454千ユーロを含む）(1)	1,594,321
資本構成合計	38,933,758

注記：

(1) 公社（親会社）の授権株式資本の下限は10,000,000ユーロである。2019年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,750,931ユーロであった。

(ii) 株式資本および主要株主

2019年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43,008,044.20ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。公社は、同一の議決権および配当受益権が付された2つのシリーズの株式（A株式およびB株式）を有している。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2019年度末現在、公社は277（278）の株主を有していた。

2019年12月31日現在の上位10位の株主

	<u>株式数</u>	<u>所有率</u>
1. Keva	11,975,550	30.7%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.0%
3. ヘルシンキ (Helsinki) 市	4,066,525	10.4%
4. エスポー (Espoo) 市	1,547,884	4.0%
5. VAV Asunnot Oy (ヴァンター (Vantaa) 市) (注)	963,048	2.5%
6. タンペレ (Tampere) 市	919,027	2.4%
7. オウル (Oulu) 市	903,125	2.3%
8. トゥルク (Turku) 市	763,829	2.0%
9. クオピオ (Kuopio) 市	592,303	1.5%
10. ラハティ (Lahti) 市	537,926	1.4%

訳注：ヴァンター (Vantaa) 市により所有される法人

上記表中の株式数は、表中に記載されている株主のグループ会社が所有する株式を一切含まない。

当年度中、公社は、主要株主による株式所有についていかなる重大な変更も認識していない。

(3) 組織

取締役会

取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の義務および原則は、公社のコーポレート・ガバナンス方針およびその別紙の取締役会手続規則の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の性質および範囲に関する一般的範囲の事項に係る決定を行う。

外部および内部の監査は監査委員会および取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の主要な事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、それらの報酬および給付を決定する。さらに、取締役会は、最高経営責任者の部下の選定ならびに報酬および給付を承認する。取締役会は、公社全体の報酬制度に関する方針を決定する。

毎年、公社の取締役会は、各会計期間の内部監査に関する業務計画を承認する。2019年会計期間において、内部監査により実施されたすべての監査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

取締役会の構成および任期

定款に基づき、取締役会は最低5名、最大9名の取締役から構成される。定款は、2019年春の年次株主総会において、取締役会の最大員数を8名から9名に増加するよう変更された。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。

毎年、株主による指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

委員会

公社は、信用機関法に基づくその他のシステム上重要な信用機関（0-SII）であり、取締役会は、法律の定めに基づき、監査委員会、リスク委員会および報酬委員会を設置している。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、その活動に関して定期的に取り締役にに対し報告を行う。

監査委員会の目的は、準備機関として、財務報告および内部統制に係る職務について取締役会を補助することである。監査委員会は、外部監査および内部監査の職務を監督する。

信用機関法に基づき、リスク委員会は、公社のリスク選好度およびリスク戦略全般に関する事項ならびに取締役会が決定したリスク戦略の経営陣による遵守の監督について取締役会を補助する。リスク委員会は、資本を拘束するサービスに係る価格が公社の事業モデルおよびリスク戦略に合致しているか否かを評価し、もし合致していない場合、取締役会に対し修正案を提示することとされている。さらに、リスク委員会は、完璧な報酬方針の策定ならびに報酬制度により付与されるインセンティブが、公社のリスク、資本および流動性に係る要件ならびに収益見込みおよびその時期を考慮に入れているか否かに関する評価において、報酬委員会を補助する。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者の部下の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

株主による指名委員会

公社は、株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、毎年年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬についての提案を任されている。さらに、指名委員会は、取締役会の会長および副会長の選定について提案する。かかる提案は年次株主総会において選任される取締役にに対して行われる。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役ににより選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役に報告を行う責任を負う。取締役会は、最高経営責任者の提案に基づいて経営陣を選任し、その退任について決定する。リスク管理責任者およびコンプライアンス責任者を、取締役会の承認なく解任することはできない。取締役会は、内部監査の責任者を選任し、その退任について決定する。

年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

(4) 業務の概況

フィンランド地方金融公社グループの2019年度の概要

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、前年度に比べて2.1%減少し186百万ユーロ（190百万ユーロ）となった。グループの利息純収益はわずかに増加し、240百万ユーロ（236百万ユーロ）となった。費用は予想通り増加し、60百万ユーロ（49百万ユーロ、22.8%の増加）となった。

未実現の公正価値の変動は、前年度の業績には影響を及ぼさなかった一方、当会計年度の営業利益を54百万ユーロ（0百万ユーロ）減少させた。かかる評価を加味した場合、連結営業利益は131百万ユーロ（190百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、CET1資本比率は83.1%（66.3%）であった。2019年度末現在、Tier1資本比率および合計自己資本比率は107.9%（88.0%）であった。

12月末現在、レバレッジ比率は4.0%（4.1%）であった。

長期顧客向け貸付は8.0%（6.1%）増加し、当年度末現在、当該ポートフォリオは24,798百万ユーロ（22,968百万ユーロ）となった。当年度における新規貸付実行額は、合計3,175百万ユーロ（2,953百万ユーロ）となった。顧客向け貸付ポートフォリオ全体のうち、環境投資を目的とするグリーン・ファイナンスの金額は、合計1,263百万ユーロ（1,081百万ユーロ）であった。

1月から12月における新規長期資金調達は、7,385百万ユーロ（7,436百万ユーロ）であった。当年度末現在の資金調達総額は、33,929百万ユーロ（30,856百万ユーロ）であった。当年度末現在、発行済みグリーン・ボンドの金額は、1,478百万ユーロ（978百万ユーロ）であった。

流動資産は、当年度末までに9,882百万ユーロ（8,722百万ユーロ）に増加した。12月末現在の流動性カバレッジ比率（LCR）は、430.2%（176.7%）であった。

株主資本利益率（ROE）は未実現の公正価値の変動により減少し、6.8%（10.8%）となった。

取締役会は、2020年春に開催予定の年次株主総会において、1株当たり0.16ユーロ（合計6,250,207.68ユーロ）の配当金の支払いを提案する。2019年度には、6,250,207.68ユーロの配当金が支払われた。

主要な指標（グループ）

	2019年12月31日	2018年12月31日
未実現の公正価値の変動を除く営業利益（単位：百万ユーロ）*	186	190
営業利益（単位：百万ユーロ）*	131	190
利息純収益（単位：百万ユーロ）*	240	236
新規貸付実行額（単位：百万ユーロ）*	3,175	2,953
長期顧客向け貸付（単位：百万ユーロ）*	24,798	22,968
新規長期資金調達（単位：百万ユーロ）*	7,385	7,436
総資産（単位：百万ユーロ）	38,934	35,677
CET1資本（単位：百万ユーロ）	1,162	1,065
Tier1資本（単位：百万ユーロ）	1,510	1,413
自己資本合計（単位：百万ユーロ）	1,510	1,413
CET1資本比率（%）	83.1	66.3
Tier1資本比率（%）	107.9	88.0
合計自己資本比率（%）	107.9	88.0
レバレッジ比率（%）	4.0	4.1
株主資本利益率（ROE）（%）*	6.8	10.8
費用対収益比率*	0.3	0.2
従業員数	167	151

* 代替的業績指標。

グループの業績に関する情報

グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益

2019年度中、グループの主要な事業は引き続き好調であった。フィンランド地方金融公社グループの未実現の公正価値の変動を除く営業利益は、前年度に比べわずかに2.1%減少し、186百万ユーロ（190百万ユーロ）となった。収入は前年度に比べ3.3%増加した。利益は、予想通り費用の増加により減少した。

利息純収益は前年度に比べ1.7%増加し、240百万ユーロ（236百万ユーロ）となった。利息純収益は、好調な資金調達、顧客向け貸付の増加および好ましい金利環境により増加した。キャピタル・ローンは連結財務書類においては資本性金融商品として取扱われるため、グループの利息純収益は、16.2百万ユーロのAT1キャピタル・ローンに係る利息費用を損益を通じて認識しない。キャピタル・ローンに係る利息費用は、配当金の分配と同様に、すなわち、年に1度、利払いの実現に伴う株主資本中の利益剰余金の減少として取扱われる。

その他の収入は、前年度の3倍の6百万ユーロ（2百万ユーロ）となった。その他の収入には、手数料収入、実現された証券取引および外国為替取引純収入、その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産純収入ならびにその他の営業収入が含まれる。グループのその他の収入において最も重要な項目は、子会社であるインスピラの収益であった。

グループの費用は前年度に比べ22.8%増加し、2019年度末現在、60百万ユーロ（49百万ユーロ）となった。

手数料費用は合計4百万ユーロ（4百万ユーロ）であり、その主な内訳は支払保証手数料、保管報酬および資金調達プログラム改訂費用であった。

管理費用は、18.5%増加し32百万ユーロ（27百万ユーロ）となり、そのうち人件費が18百万ユーロ（15百万ユーロ）であった。

ロ)であり、その他の管理費用が15百万ユーロ(12百万ユーロ)であった。管理費用は、グループの親会社における従業員数の増加に伴い増加した。当会計年度中の親会社の平均従業員数は、前年度の135名に対し151名であった。主要な開発投資に加え、銀行規制により公社のリスク管理、運営および諸手続きを継続的に向上させなくてはならないため、人員が増加した。情報システムの運用信頼性の確保ならびに顧客サービスの向上およびサービス提供に対する投資により、その他の管理費用が増加した。

2019年度末現在、有形・無形資産の減価償却費および減損は、6百万ユーロ(2百万ユーロ)に上った。減価償却費の増加は、主に近年のシステム開発への多大な投資に起因している。また、公社は当会計年度中に減価償却の方針を更新した。その結果、2.5百万ユーロの追加費用項目が減価償却費およびその他特定の費用項目において認識された。

その他の営業費用は、前年度に比べ14.7%増加し18百万ユーロ(15百万ユーロ)となった。その他の営業費用の増加は主として、システムおよび手続きの開発に関する費用に起因していた。当局により徴収された手数料は、前年度に比べ0.3百万ユーロ減少(-4.7%)し、7百万ユーロ(7百万ユーロ)となった。

当会計年度中、IFRS第9号に基づき計算された予想信用損失(ECL)の金額は減少し、損益計算書において認識された変動は0百万ユーロ(1百万ユーロ)であった。

グループの業績および未実現の公正価値の変動

未実現の公正価値の変動を加味した場合、2019年度の営業利益は131百万ユーロ(190百万ユーロ)であった。未実現の公正価値の変動は、当会計年度中、公社の営業利益を54百万ユーロ減少させたが、前年度には影響を及ぼさなかった(0百万ユーロ)。未実現の公正価値の変動は、59百万ユーロのグループの営業利益の減少のうち54百万ユーロを占めている。2019年度において、ヘッジ会計純収入は-19百万ユーロ(28百万ユーロ)であり、未実現の証券取引純収入は-35百万ユーロ(-27百万ユーロ)であった。グループの当期利益は、合計105百万ユーロ(152百万ユーロ)であった。

グループの包括利益には、28百万ユーロ(72百万ユーロ)の未実現の公正価値の変動が含まれる。当会計年度中、包括利益に最も重大な影響を与えた項目は、合計17百万ユーロ(28百万ユーロ)のヘッジ・コストの純変動であった。損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、10百万ユーロ(49百万ユーロ)であった。

総じて、繰延税金控除後の未実現の公正価値の変動により、連結資本金額は21百万ユーロ減少(57百万ユーロ増加)し、自己資本比率における繰延税金控除後のCET1資本は28百万ユーロ減少(19百万ユーロ増加)した。

2018年度初頭のIFRS第9号の適用ならびにこれに関連する作成および評価原則の変更は、公正価値により測定される金融商品の増加に伴い、未実現の公正価値の変動に係るボラティリティを大幅に増加させた。公正価値の変動は、報告日における金融商品の評価水準に対する市況の一時的な影響を反映している。未実現の公正価値の変動は各報告期間によって大幅に変動し、利益、資本および自己資本比率の計算における自己資本にボラティリティの増加をもたらす可能性がある。

公社のリスク管理原則に従い、公社は、金利リスク、外国為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクを財務上ヘッジするために、デリバティブを利用している。キャッシュ・フローはヘッジされるが、一般的に使用される評価方法のために、公正価値の変動は、ヘッジされる金融商品とこれをヘッジするそれぞれのデリバティブとは異なる。金利曲線の線形および異なる通貨間の信用リスク・スプレッドの変動は評価に影響を及ぼし、ヘッジされる資産および負債ならびにヘッジ商品の公正価値に異なる効果が表れる。現実には、公社は、基本的に

貸付金および貸付契約ならびにこれらをヘッジするデリバティブを満期まで保有するため、価値変動は現金により実現されることはない。当年度における未実現の公正価値の変動は、とりわけ、公社の主要な資金調達市場における予想金利の変動により影響を受けた。

当会計年度におけるグループの実効税率は、20.0%（20.0%）であった。2019年度の連結損益計算書における税金は、26百万ユーロ（38百万ユーロ）であった。グループの通年の株主資本利益率（ROE）は、6.8%（10.8%）であった。未実現の公正価値の変動を除いた株主資本利益率（ROE）は9.6%（10.7%）であった。

親会社の業績

公社の当会計年度末現在の利息純収益は、合計224百万ユーロ（220百万ユーロ）であり、営業利益は115百万ユーロ（174百万ユーロ）であった。利益処分および税金控除後の利益は、8百万ユーロ（22百万ユーロ）であった。自己資本比率の計算においてその他Tier1資本の一部を構成するAT1キャピタル・ローンに係る利息費用は、2019年度において16.2百万ユーロ（16.2百万ユーロ）であり、その全額が親会社の利息純収益から控除されている。親会社では、AT1キャピタル・ローンは、貸借対照表の「劣後債務」の項目に計上されている。当年度末現在、親会社の総資産は38,933百万ユーロ（35,676百万ユーロ）であった。

インスピラ

公社の子会社であるインスピラの2019年度の収益は、3.5百万ユーロ（2.5百万ユーロ）であり、その営業利益は、0.2百万ユーロ（0.0百万ユーロ）であった。

グループの連結総資産に関する情報

連結総資産は2018年度末から9.1%（2.7%）増加し、2019年度末現在、38,934百万ユーロ（35,677百万ユーロ）となった。資産の増加は、主として貸付ポートフォリオおよびリース・ポートフォリオ、フィンランド銀行における預金ならびにデリバティブの評価額の増加に起因した。負債の増加は資金調達の増加に起因しており、「信用機関に対する債務」および「発行債券」に表示されている。

当年度末現在、資本は、347百万ユーロ（347百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンを含め、1,594百万ユーロ（1,486百万ユーロ）であった。資本は、当期利益により増加した。また、連結財務書類において、12.6百万ユーロ（12.6百万ユーロ）のAT1キャピタル・ローンに係る利息費用（繰延税金控除後）が資本から控除され、また、公社の株主に支払われた2018年会計年度に係る6.3百万ユーロ（6.3百万ユーロ）の配当金も同様に控除された。

顧客に対する貸付けその他のサービス

公社は、フィンランドにおいて自治体部門および国の補助付き住宅建設に対する融資に特化した唯一の信用機関であり、その顧客基盤にとり格別な最大の資金提供者である。公社の顧客は、地方自治体、共同自治体組織および地方自治体の支配を受ける組織ならびに非営利企業およびフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定されたその他の非営利組織から構成されている。公社により供与される貸付金はすべて、フィンランドの公共部門企業と同等のリスク水準であり、自己資本比率の計算におけるリスク・ウェイトは0%である。グループはその顧客に対し、多様な金融サービスならびに投資計画および財務管理に関する包括的な支援を提供している。

公社の融資に対する需要は前年度に比べ増加した。新規貸付実行額は前年度に比べ増加し、3,175百万ユーロ(2,953百万ユーロ)となった。

融資に対する需要に影響を及ぼした要因の1つは、一時的ではあるものの想定外の税制改革に起因する税収不足であった。地方自治体の財政に対するその影響は、徐々に弱まるものと思われる。その一方で、地方自治体の営業費用および投資需要は増加している。サービス需要の変化により、地方自治体のインフラ、輸送整備およびサービス・ネットワークの開発に対する投資が求められており、これによりとりわけ発展地域において投資需要が増加している。発展地域への移住は勢いを増しており、手頃な価格の賃貸住宅の建設に対する需要が続いた。

公社の長期顧客向け貸付は8.0% (6.1%) 増加し、2019年度末現在、24,798百万ユーロ (22,968百万ユーロ) となった。かかる金額には、長期貸付金およびリースが含まれる。未実現の公正価値の変動を除く長期顧客向け貸付は7.4% (6.0%) 増加し、当年度末現在、24,458百万ユーロ (22,783百万ユーロ) となった。

当年度末現在、公社の貸借対照表には、804百万ユーロ (726百万ユーロ) の地方自治体および地方自治体関連企業が発行した地方自治体のコマーシャル・ペーパーおよび地方自治体関連企業のコマーシャル・ペーパーが含まれていた。

資金調達および流動性の管理

公社の資金調達戦略は、その資金調達源を多様化することであり、これによりいかなる市況下でもその資金調達の可用性を確保することを目指している。

2019年度における公社の長期債券発行額は、合計7,385百万ユーロ (7,436百万ユーロ) であった。当年度末現在、ユーロ・コマーシャル・ペーパー (ECP) プログラムに基づく公社の短期債券は、2,728百万ユーロ (3,062百万ユーロ) であった。

2019年度末現在の資金調達総額は、33,929百万ユーロ (30,856百万ユーロ) であった。かかる金額のうち34% (30%) がユーロ建てであり、66% (70%) が外貨建てであった。当年度中、公社は11種類 (11種類) の通貨により債券を発行した。

公社は、すべての資金を国際資本市場において調達している。2019年度中、合計198件 (260件) の長期資金調達取引が実施された。

資金調達取引の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行として実施されており、公社は下記のプログラムを利用している。

ミディアム・ターム・ノート (MTN) プログラム	40,000百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー (ECP) プログラム	7,000百万ユーロ
豪ドル債 (カンガルー債) プログラム	2,000百万豪ドル

公社の資金調達は、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびスタンダード&プアーズから公社およびフィンランド中央政府と同じ格付けを取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は公法機関であり、フィンランド本土の全自治体はその構成員となっている。構成員は、その人口比率に応じて、フィンランド地方政府保証機構の債務に対して責任を負う。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。このため、公社により発行された債券は、EUにおいて、信用機関の自己資本比率および保険会社のソルベンシーの計算

上ゼロ・リスクに分類され、流動性の計算上レベル1流動資産に分類される。

会社は高い流動性を維持した。会社の投資業務のほとんどは、調達資金の管理によるものである。資金は、いかなる市況下でも事業継続を確保できるよう、流動性がありかつ信用格付の高い金融商品に投資されている。

会社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低12ヶ月間事業（新規純顧客向け貸付を含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。

2019年度末現在、流動性合計は9,882百万ユーロ（8,722百万ユーロ）であった。有価証券投資は合計4,922百万ユーロ（5,146百万ユーロ）であり、その平均信用格付はAA+（AA）であった。当年度末現在、投資ポートフォリオの平均償還期間は2.3年（2.1年）であった。また、会社は4,960百万ユーロ（3,576百万ユーロ）のその他の投資を有しており、そのうち、4,936百万ユーロ（3,554百万ユーロ）は中央銀行における預金であり、24百万ユーロ（22百万ユーロ）は信用機関における短期金融市場預金であった。会社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、主として短期金融市場の投資商品に投資している。

会社はその流動性投資に係る責任をESG（環境、社会およびガバナンス）評価により監視している。2019年度末現在、会社の流動性投資の平均ESGは、1から100の尺度で53.0（50.9）であった。基準値は50.6（50.8）である。会社は、その投資に関するESGの点数の監視に加え、社会的責任投資を行っている。年度末頃における社会的責任投資は、流動性ポートフォリオにおいて150百万ユーロに上り、有価証券投資全体の3.1%を占めていた。会社の社会的責任投資の割合は、市場の基準値（1.9%）を上回っている。会社自身のグリーン・ファイナンスに対する社会的責任投資の割合は10%であった。

自己資本比率

主要な自己資本比率

2019年度末現在、グループの合計自己資本比率は107.9%（88.0%）であり、CET1資本比率は83.1%（66.3%）であった。合計自己資本比率は、リスク加重資産の減少および自己資本の増加に起因して、2018年度末に比べ19.9%ポイント増加した。グループの自己資本比率は引き続き高く、監督当局により規定される法定の最低所要自己資本を何倍も上回っている。会社の自己資本は、有効な資本バッファを考慮に入れた場合、法定の最低所要自己資本を1,332百万ユーロ（1,221百万ユーロ）上回っている。

当年度末現在、グループの普通株式等Tier1（CET1）資本は、1,162百万ユーロ（1,065百万ユーロ）であり、Tier1（T1）資本は、1,510百万ユーロ（1,413百万ユーロ）であった。Tier2資本は存在せず、グループの自己資本は、合計1,510百万ユーロ（1,413百万ユーロ）であった。

当年度末現在、グループのリスク・エクスポージャーの金額は、2018年度末から12.9%減少し、1,400百万ユーロ（1,606百万ユーロ）となった。2019年度末現在、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスクは、2018年度末の977百万ユーロから減少し763百万ユーロとなった。これは、とりわけ、流動性投資のリスク・ウェイトの減少の影響によるものであった。通貨ポジションが自己資本の2%未満であったため、2019年度末現在および比較年度において市場リスクは存在しておらず、このため、自己資本規制（CRR）第351条に基づき、市場リスクに関する所要自己資本は計算されていない。信用評価調整リスク（CVA VaR）は、214百万ユーロ（247百万ユーロ）に減少した。当年度中、中央清算機関において清算されたデリバティブの金額は大幅に増加し、これにより、信用評価調整リスクを伴うデリバティブのエクスポージャーの価値は減少した。オペレーショナル・リスクのカウンターバリューは、利益指標の増加により10.4%増加し、423百万ユーロ（383百万ユーロ）となった。

自己資本比率の管理原則

取締役会は、自己資本比率計画を承認および監視する。グループはその自己資本比率計画を少なくとも年に1度更新し、計画の実施状況を四半期毎に観察する。

自己資本比率の管理の目的は、事業継続性を確保するために、自己資本比率を監視し、グループの自己資本比率がその目標および金融当局により設定された要件を満たしていることを確認することである。

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基礎的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。グループは、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、グループの通貨ポジションは極めて小さい。S&P、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク・ウェイトを決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、グループは、地方自治体により付与された保証およびフィンランド国家により付与された不足補填保証等の、信用リスクを低減するための信用リスク緩和手段を講じている。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA／クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関するリスク・エクスポージャーの金額を減じるために使用される。

レバレッジ比率および流動性カバレッジ比率

当年度末現在、現在の会計原則（CRR I）に基づき計算した公社のレバレッジ比率は4.0%（4.1%）であった。

12月末現在、流動性カバレッジ比率（LCR）は430.2%（176.7%）であった。最低所要流動性カバレッジは100%である。

リスク管理

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役ににより承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

グループの事業に関連する重要なリスクは、信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク、市場リスクならびに流動性リスクである。コンプライアンス・リスクを含む重要な戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクも、すべての事業に関わっている。

グループのリスク・ポジション

2019年度中、グループのリスク・アパタイトに重大な変更はなかった。当年度中、リスクは設定された制限の範囲内にとどまっており、リスク・ポジションは引き続き安定的であった。2018年度初頭に適用されたIFRS第9号基準に起因して、金融商品の未実現の公正価値の変動により財務成績のボラティリティが増加した。公社は評価により生じるボラティリティの監視および分析を継続的に実施し、かかるボラティリティが利益および自己資本比率に及

ばしうる影響に対し備えている。

信用リスクは、公社の事業の一部である。顧客基盤の性質上、信用リスクは小さいが、それらを事業から完全に排除することは不可能である。公社の信用リスクは、主として顧客向け融資ならびに流動性ポートフォリオおよびデリバティブ・ポートフォリオにおける債権から発生する。公社はその顧客に対し、金利リスクのポジションをカバーするために、ヘッジ目的のデリバティブを提示する。公社は、銀行間市場においてリスク相殺目的のデリバティブを使用している。デリバティブは市場リスクをヘッジするためにのみ利用されている。当年度中、公社の信用リスクのポジションは、安定的に低いリスク水準にとどまっていた。

公社は、その信用リスク軽減策（モーゲージ担保権および供与される保証）から判断して、顧客向け融資において顧客リスクにさらされておらず、いずれの単独顧客に係る顧客リスクも自己資本の10%を上回っていなかった。当年度中、予想信用損失の金額は減少し、12月末現在、0.03百万ユーロの予想信用損失の変動が損益を通じて認識された。当年度末現在の支払猶予貸付金額は33百万ユーロであり、比較年度末現在から29百万ユーロ減少した。12月末現在、公社は、地方自治体による全額保証またはモーゲージ担保権および地方自治体および／もしくは国の保証が付された62百万ユーロの不良債権を有していた。不良債権は顧客向け債権合計の0.3%（0.0%）であった。

市場リスクには、金利リスク、為替リスクならびにその他の市場リスクおよび価格リスクが含まれる。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブの利用により管理している。金利リスクは、主に、貸借対照表中の債権および負債に適用される金利タイプの相違から生じる。金利リスクは、収益リスクおよび資本の経済的価値の測定等により、積極的に監視され、ヘッジされる。収益リスクの計算においては8つのシナリオが使用され、最悪の結果が考えられる。2019年度末現在の収益リスクは、-14百万ユーロ（-8百万ユーロ）であった。資本の経済的価値の計算においても複数のシナリオが使用され、最悪の結果が考えられる。12月末現在の資本の経済的価値は、-114百万ユーロ（-37百万ユーロ）であった。

公社は、すべての外貨建調達資金および投資をユーロにスワップするデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。公社はその事業において、実質的に為替リスクにさらされていない。ただし、中央清算機関によるデリバティブの清算における担保の管理に起因して、小規模かつ一時的な為替リスクが生じる可能性はある。かかる為替リスクは、積極的に監視され、ヘッジされる。デリバティブは他の市場リスクおよび価格リスクのヘッジにも用いられる。公社はデリバティブの取引活動を行っていないため、デリバティブはヘッジ目的のためにのみ利用することができる。IFRS第9号の適用により、過去数年間、金融商品の未実現の評価に係る損益のボラティリティが増加したにもかかわらず、グループの市場リスクは安定的であった。

公社は、金融資産と金融負債との間の平均満期を制限することにより、リファイナンス・リスクを管理している。また、公社は、利用可能な短期および長期流動性の最低所要額に制限を設定することにより、流動性リスクを管理している。2019年度末現在、サバイバル・ホライズン比率は、13.6ヶ月（13.2ヶ月）であった。当年度を通じて、公社の流動性は良好であり、融資可能性は引き続き堅固であった。2019年1月から12月において、公社は7,385百万ユーロ（7,436百万ユーロ）の長期資金調達を実施した。

オペレーショナル・リスクは控え目な水準となる見込みである。2019年度中、オペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2019年12月31日現在、地方政府保証機

構は21.9百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2020年5月13日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、200百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定されるところに従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、公租公課の徴収に係る法律（706/2007）（その後の改定を含む。）に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

ガバナンス

会社法制に加え、公社はフィンランド信用機関法のガバナンスに関する規定および監督当局が公布するガイドラインを遵守している。

年次報告書の公表時に、フィンランド証券市場法第7章第7節に従い、公社はそのウェブサイト上に、コーポレート・ガバナンス報告書を公表している。当該報告書は、取締役会報告書とは個別に作成されており、財務報告手順に関連した内部監査およびリスク管理システムの主要な特性に関する記述を含んでいる。当該報告書はまた、信用機関法により要求されるガバナンスの内容および監督当局が公布するガイドラインも含んでいる。

グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。公社はインスピラを完全所有している。当会計年度中、グループの構成に変更は生じなかった。

新型コロナウイルス感染症による影響については、公社の2019年度有価証券報告書の「第3-3-(7) 発行者の属する国等の概況-3. 経済」を参照のこと。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ

連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
利息および類似収入	766,581	711,731
利息および類似費用	-526,326	-475,434
利息純収益	240,255	236,297
手数料収入	3,490	2,395
手数料費用	-4,235	-4,180
証券取引および外国為替取引純収入	-33,373	-27,910
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純収入	114	38
ヘッジ会計純収入	-19,097	27,645
その他の営業収入	135	66
管理費用	-32,268	-27,225
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6,183	-2,333
その他の営業費用	-17,626	-15,368
金融資産の信用損失および減損	28	564
営業利益	131,239	189,989
所得税	-26,307	-38,032
当期利益	104,932	151,958

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
当期利益	104,932	151,958
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられない項目		
損益を通じて公正価値により測定するものとして指定される金融負債に係る自己信用リスクの変動による公正価値の純変動	10,325	48,953
ヘッジ・コストの純変動	17,299	27,693
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される金融資産の公正価値の純変動	308	-5,093
公正価値準備金から損益計算書への振替純額	-90	-162
その他の包括利益を通じて公正価値により測定される債券の予想信用損失の純変動	-117	-96
その他の包括利益構成項目に係る税金	-5,545	-14,259
その他の包括利益構成項目合計	22,181	57,035
当期包括利益合計	127,113	208,993

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
資産		
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	818,323	1,380,544
公法人および公共部門企業に対する貸付金	24,798,432	22,968,118
債券	5,716,318	5,862,591
株式および出資持分	9,797	9,521
デリバティブ契約	2,244,997	1,538,610
無形資産	14,704	14,850
有形資産	9,041	2,427
その他の資産	170,359	174,818
未収収益および前払費用	242,450	203,061
資産合計	38,933,758	35,676,739
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	1,178,256	822,504
公法人および公共部門企業に対する債務	3,862,053	3,870,918
発行債券	29,983,585	26,901,998
デリバティブ契約	1,762,010	2,205,427
その他の負債	116,374	6,149
未払費用および前受収益	180,917	148,377
繰延税金負債	256,241	235,307
負債合計	37,339,436	34,190,680
資本		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
投資の公正価値準備金	807	726
自己信用リスク再評価準備金	12,985	4,726
ヘッジ・コスト準備金	28,075	14,235
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	1,121,774	1,035,692
親会社株主に帰属する資本合計	1,246,868	1,138,605
その他の発行済資本性金融商品	347,454	347,454
資本合計	1,594,321	1,486,059
負債および資本合計	38,933,758	35,676,739

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計							その他の資本合計		
	株式資本	準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益	合計	発行済 資本性 金融商品	
(単位：千ユーロ)										
2017年12月31日現在の資本	42,583	277	28,944	-	-	40,366	879,799	991,969	347,454	1,339,422
IFRS第9号適用の影響	-	-	-23,936	-34,437	-7,919	-	22,830	-43,462	-	-43,462
IFRS第9号に基づく2018年1月1日現在の資本	42,583	277	5,008	-34,437	-7,919	40,366	902,628	948,507	347,454	1,295,960
AT1キャピタル・ローンに係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2017年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-44	-44	-	-44
当期利益	-	-	-	-	-	-	151,958	151,958	-	151,958
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
公正価値により測定するものとして指定さ れる金融負債に係る自己信用リスクによる 公正価値の純変動	-	-	-	39,163	-	-	-	39,163	-	39,163
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	22,154	-	-	22,154	-	22,154
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	-4,075	-	-	-	-	-4,075	-	-4,075
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-130	-	-	-	-	-130	-	-130
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-77	-	-	-	-	-77	-	-77
2018年12月31日現在の資本	42,583	277	726	4,726	14,235	40,366	1,035,692	1,138,605	347,454	1,486,059

	親会社株主に帰属する資本合計							合計	その他の 発行済 資本性 金融商品	資本合計
	株式資本 準備金	投資の 公正価値 準備金	自己信用 リスク 再評価 準備金	ヘッジ・ コスト 準備金	非制限 資本投資 準備金	留保利益				
(単位：千ユーロ)										
AT1キャピタル・ローンに係る支払利息	-	-	-	-	-	-	-12,600	-12,600	-	-12,600
2018年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-6,250	-6,250	-	-6,250
子会社株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	-	-	104,932	104,932	-	104,932
その他の包括利益構成項目（税引後）										
その後の期間に損益計算書に 振替えられない項目										
公正価値により測定するものとして指定さ れる金融負債に係る自己信用リスクによる 公正価値の純変動	-	-	-	8,260	-	-	-	8,260	-	8,260
ヘッジ・コストの純変動	-	-	-	-	13,840	-	-	13,840	-	13,840
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目										
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の公正価値の純変動	-	-	247	-	-	-	-	247	-	247
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の売却に係る損益計算 書への振替純額	-	-	-72	-	-	-	-	-72	-	-72
その他の包括利益を通じて公正価値により 測定される金融資産の予想信用損失の純変 動	-	-	-94	-	-	-	-	-94	-	-94
2019年12月31日現在の資本	42,583	277	807	12,985	28,075	40,366	1,121,774	1,246,868	347,454	1,594,321

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー	1,444,778	39,300
長期資金調達の変動	1,951,565	1,463,125
短期資金調達の変動	-298,985	-838,441
長期貸付金の変動	-1,701,327	-1,310,278
短期貸付金の変動	-79,193	20,395
投資の変動	227,376	529,922
担保の変動	1,048,093	-25,340
資産に係る利息	103,695	89,571
負債に係る利息	215,113	146,307
その他の収入	57,319	50,762
営業費用の支払い	-70,685	-71,359
支払税額	-8,192	-15,363
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,646	-6,827
有形資産の取得	93	-538
無形資産の取得	-3,739	-6,289
財務活動からのキャッシュ・フロー	-23,688	-22,000
AT1金融商品に係る支払利息	-15,750	-15,750
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,688	-
現金および現金同等物の変動	1,417,443	10,473
1月1日現在の現金および現金同等物	3,573,206	3,562,733
12月31日現在の現金および現金同等物	4,990,649	3,573,206

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

(単位：千ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	81,311	51,006
現金および現金同等物合計	4,990,649	3,573,206

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)

	2019年1月1日 —12月31日	2018年1月1日 —12月31日
利息収入	761,612	708,294
リース事業純収入	4,969	3,437
利息費用	-542,525	-491,672
利息純収益	224,056	220,059
手数料収入	588	335
手数料費用	-4,230	-4,175
証券取引および外国為替取引純収入	-33,373	-27,910
証券取引純収入	-34,801	-27,235
外国為替取引純収入	1,428	-675
公正価値準備金を通じて公正価値により測定される 金融資産に係る純収入	114	38
ヘッジ会計純収入	-19,097	27,645
その他の営業収入	157	104
管理費用	-30,884	-25,647
人件費	-16,336	-13,862
給与および報酬	-13,511	-11,343
人件費関連費用	-2,825	-2,519
年金費用	-2,431	-2,074
その他の人件費関連費用	-394	-446
その他の管理費用	-14,548	-11,784
有形・無形資産の減価償却費および減損	-6,073	-2,330
その他の営業費用	-16,485	-14,895
償却原価により測定される金融資産の予想信用損失	-89	467
その他の金融資産の予想信用損失および減損	117	96
営業利益	114,802	173,787
利益処分	-105,031	-146,465
所得税	-2,020	-5,491
当期利益	7,750	21,832

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
資産		
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
現金	2	4
中央銀行に対する要求払債権	4,909,336	3,522,196
中央銀行リファイナンス適格債券	4,089,519	4,349,703
その他	4,089,519	4,349,703
信用機関に対する貸付金	817,462	1,380,291
要求払いの貸付金	80,450	50,753
その他	737,012	1,329,538
公法人および公共部門企業に対する貸付金	23,969,974	22,354,096
リース資産	828,458	614,022
債券	1,626,798	1,512,889
公共部門企業のもの	741,772	700,498
その他	885,026	812,391
株式および出資持分	9,797	9,521
グループ企業内の株式および出資持分	656	656
デリバティブ契約	2,244,997	1,538,610
無形資産	14,719	14,904
有形資産	8,539	2,364
その他の有形資産	8,539	2,364
その他の資産	170,063	174,160
未収収益および前払費用	242,428	203,054
資産合計	38,932,749	35,676,468

(単位：千ユーロ)	2019年 12月31日現在	2018年 12月31日現在
負債および資本		
負債		
信用機関および中央銀行に対する債務	1,178,256	822,504
信用機関	1,178,256	822,504
その他	1,178,256	822,504
公法人および公共部門企業に対する債務	3,862,053	3,870,918
その他の債務	3,862,053	3,870,918
発行債券	29,983,585	26,901,998
長期債券	27,255,873	23,840,174
その他	2,727,712	3,061,824
デリバティブ契約	1,762,010	2,205,427
その他の負債	115,686	5,789
未払費用および前受収益	192,343	160,056
劣後債務	348,896	348,406
繰延税金負債	10,467	10,629
負債合計	37,453,297	34,325,728
利益処分		
減価償却に係る差異	13,658	8,627
税務上の積立金	1,204,530	1,104,530
利益処分合計	1,218,188	1,113,157
資本		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	42,145	19,964
準備金	277	277
公正価値準備金	41,868	19,687
公正価値の変動	41,868	19,687
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	127,618	112,036
当期利益	7,750	21,832
資本合計	261,264	237,583
負債および資本合計	38,932,749	35,676,468
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	2,361,323	2,472,604

フィンランド地方金融公社
キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2019年1月1日 －12月31日	2018年1月1日 －12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー	1,428,303	23,942
長期資金調達の純変動	1,951,565	1,463,125
短期資金調達の純変動	-298,985	-838,441
長期貸付金の純変動	-1,701,327	-1,310,278
短期貸付金の純変動	-79,193	20,395
投資の純変動	227,376	529,922
担保の純変動	1,048,093	-25,340
資産に係る利息	103,697	89,573
負債に係る利息	199,363	130,557
その他の収入	53,819	48,563
営業費用の支払い	-67,960	-68,770
支払税額	-8,145	-15,363
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,646	-6,827
有形資産の取得	111	-538
無形資産の取得	-3,757	-6,289
財務活動からのキャッシュ・フロー	-7,821	-6,250
支払配当金	-6,250	-6,250
リースからのキャッシュ・フロー合計	-1,571	-
現金および現金同等物の変動	1,416,835	10,865
1月1日現在の現金および現金同等物	3,572,953	3,562,088
12月31日現在の現金および現金同等物	4,989,788	3,572,953

現金および現金同等物には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および中央銀行における残高ならびに信用機関に対する要求払いの貸付金。

(単位：千ユーロ)	2019年12月31日現在	2018年12月31日現在
現金および中央銀行における残高	4,909,338	3,522,200
信用機関に対する貸付金	80,450	50,753
現金および現金同等物合計	4,989,788	3,572,953